

津島市天王川公園

管理運営業務仕様書(仕様書 1-17)

目 次

仕様書 1「天王川公園管理業務仕様書」	1
仕様書 2「天王川公園遊具施設保守点検業務仕様書」	3
仕様書 3「天王川公園浄化槽保守点検業務仕様書」	6
仕様書 4「天王川公園南トイレ節水装置保守点検業務仕様書」	8
仕様書 5「天王川公園送排水ポンプ点検業務仕様書」	10
仕様書 6「天王川公園砂ろ過ポンプ点検業務仕様書」	12
仕様書 7「天王川公園噴水保守点検業務仕様書」	14
仕様書 8「天王川公園除草業務仕様書」	16
仕様書 9「天王川公園樹木維持管理業務仕様書」	18
仕様書10「天王川公園藤管理業務仕様書」	24
仕様書11「天王川公園藤棚下水路清掃業務仕様書」	27
仕様書12「天王川公園法面除草等業務仕様書(その1)」	29
仕様書13「天王川公園法面除草業務仕様書(その2)」	32
仕様書14「天王川公園維持修繕工事仕様書」	34
仕様書15「天王川公園桜開花照明設置・撤去業務仕様書」	37
仕様書16「天王川公園桜等開花警備業務仕様書」	39
仕様書17「天王川公園丸池等水位調整業務仕様書」	43

天王川公園管理業務仕様書

1 業務目的

公園利用者が快適且つ安全に公園を利用できるように、毎日公園の清掃等を行うものである。

2 業務箇所

別紙図面のとおり。

3 業務内容

(1) 日常業務（毎日行う業務）

- ① 公園内の清掃を行う（公園管理事務所、周辺道路、施設等含む。）。
- ② 公園内の便所清掃及びトイレトペーパーを補充する。
- ③ 公園内の動物のフン等を処理する。
- ④ 公園内を巡視する。

(2) 特殊業務（随時行う業務）

- ① 公園内の池の水面を清掃する。
- ② 公園内の危険の伴わない簡易な修繕作業等を行う。
- ③ 公園内の簡易的な剪定を行う。
- ④ 東管理棟（旧鈴木邸）の換気及び床清掃（取壊した場合不要）。

4 留意事項

- (1) 常駐の清掃作業員は、年間 1,050 人（年末年始を含め、1 日 3 名程度）を配置し、日常業務及び特殊業務に従事するものとする。藤まつり等のイベント時は、人数を増やす等の対応をとり、公園の美観を保つものとする。
- (2) 清掃作業員の業務時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までを基本とする。
- (3) 清掃作業員は公園管理事務所等で適切に休憩をとるものとする。
- (4) 指定管理者は、業務に必要な資材、燃料、消耗品等の費用を負担するものとする。
- (5) ごみは、津島市指定ごみ袋に入れて、一般ごみとして出すことを可能とする。
- (6) 清掃作業員の作業衣は、清潔に保つよう努めるものとする。
- (7) 清掃作業員は、業務従事中に公園利用者及びその他公園施設に危害、損害を与えないように、十分に注意して行うものとする。

5 その他

指定管理者は、サービス向上等の観点から合理的な方法を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更できる。

6 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。

天王川公園管理業務



全体図1 (1 : 2500)

天王川公園遊具施設保守点検業務仕様書

1 業務目的

遊具が常に安全に使用出来るように、細部にわたり点検を行うものである。

2 業務箇所

別紙図面のとおり。

3 業務内容

- (1) 業務内容、保守点検方法は次のとおりとし、一般社団法人日本公園施設業協会が発行している「遊具の安全に関する規準 (JPFA-SP-S:2014)」及び国土交通省が発行している「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」の最新版を反映した点検作業を行うこと。また、一般社団法人日本公園施設業協会が認定する専門技術者（公園施設製品安全管理士・公園施設製品整備技師）又はこれらと同等以上の知識を有する者により点検作業を行うこと。

1) 安全検査 年1回実施

- ① 目視診断 遊具の外観・形状を視てその劣化状況を診断する。
- ② 触手診断 遊具を素手で触ってその劣化状態を診断する。
- ③ 骨格検査 水平器や角度計を使用し柱等の傾き確認。
- ④ チェーン磨耗測定 チェーンの磨耗を測定(最大径・最小径)。
- ⑤ 音響診断 遊具を点検ハンマーで軽打し、異音の有無を判断し、構造物の亀裂・劣化・腐れ・ボルトの緩み等の打音判定。
- ⑥ 遊動診断 遊具本体を揺り動かし、使用に対応できるかを診断する。
- ⑦ 分解検査 遊具をばらして目に見えない部分の亀裂・腐れ等の検査。

2) 保守点検 年2回実施

- ① 定期点検 音響・目視による点検及び指摘箇所の経過状況を確認。
- ② 調整 使用上無理のないよう調整。
- ③ 締付等 ボルト、ナット類最優先される類位からの締付け・緩め。
- ④ 部品交換 ボルト、ナット、ワッシャー類等、軽微な部分の交換。
- ⑤ 部品取付 ボルト、ナット、ワッシャー類等、軽微な部分の取付。
- ⑥ 給油 適応した油脂を使用し、ベアリング当の可動部に給油。
- ⑦ 防錆 接地部分の錆止め。
- ⑧ 応急処置 危険箇所で応急処置の必要なものは、代替部品を一時使用し応急処置をとる。

4 点検結果のとりまとめ

- (1) 保守点検結果のとりまとめは次のとおりとし、各回点検後に、とりまとめるものとする。なお、とりまとめの様式については、市と指定管理者で協議して決め

るものとする。

(2) 安全性については、次の5段階(A・B・C・D・F)でとりまとめること。D、Fがあった場合は、使用を禁止した後、対処方法を含め、市に速やかに報告すること。

A . . . 使用に支障なく、安全と思われる。

B . . . 即修理の必要はないが、酸化腐食及び摩耗が進行している。

C . . . 腐食及び摩耗等がひどく、早急に部品の取替、修理が必要である。

D . . . 危険な状態で、即使用禁止に該当する。

F . . . 安全基準にみたしていないもの。

(3) 書類は下記のとおり整理して保管すること。

1) 施設別に所見を記載したもの。

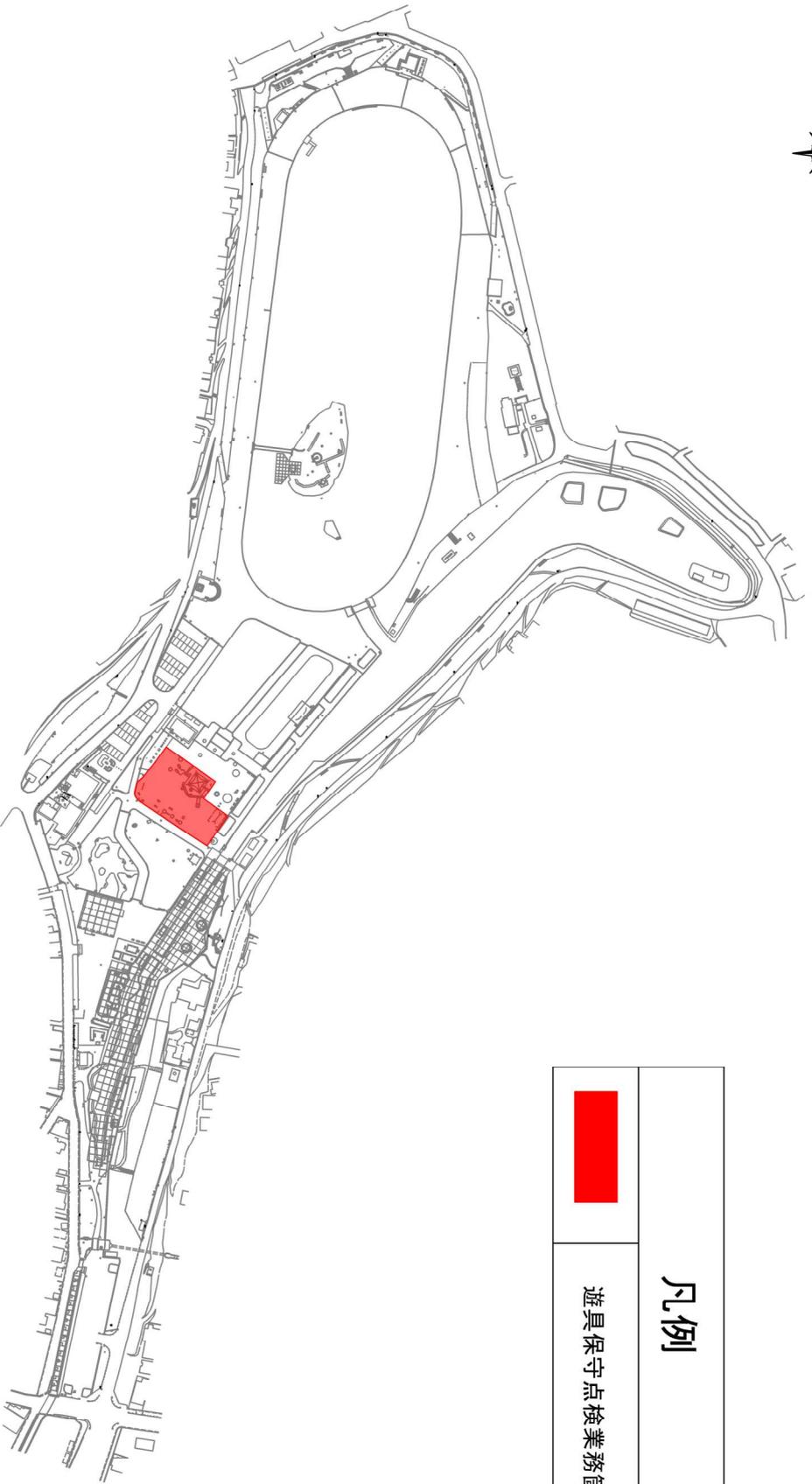
2) 指摘部分の内容及び写真を記載したもの。

3) 指摘部分の対処方法を記載したもの。

4) 指摘部分の修繕見積書を記載したもの。

5 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。



凡例	
	遊具保守点検業務箇所

全体図1 (1 : 2500)

天王川公園浄化槽保守点検業務仕様書

1 業務目的

浄化槽を浄化槽法及び環境省関係浄化槽施行規則(以下「規則」という。)に基づいて、浄化槽の機能を維持するために、必要な保守点検を行うものである。

2 業務箇所

別紙図面のとおり

北トイレ (処理対象人員 153 人) 中央トイレ (処理対象人員 208 人)

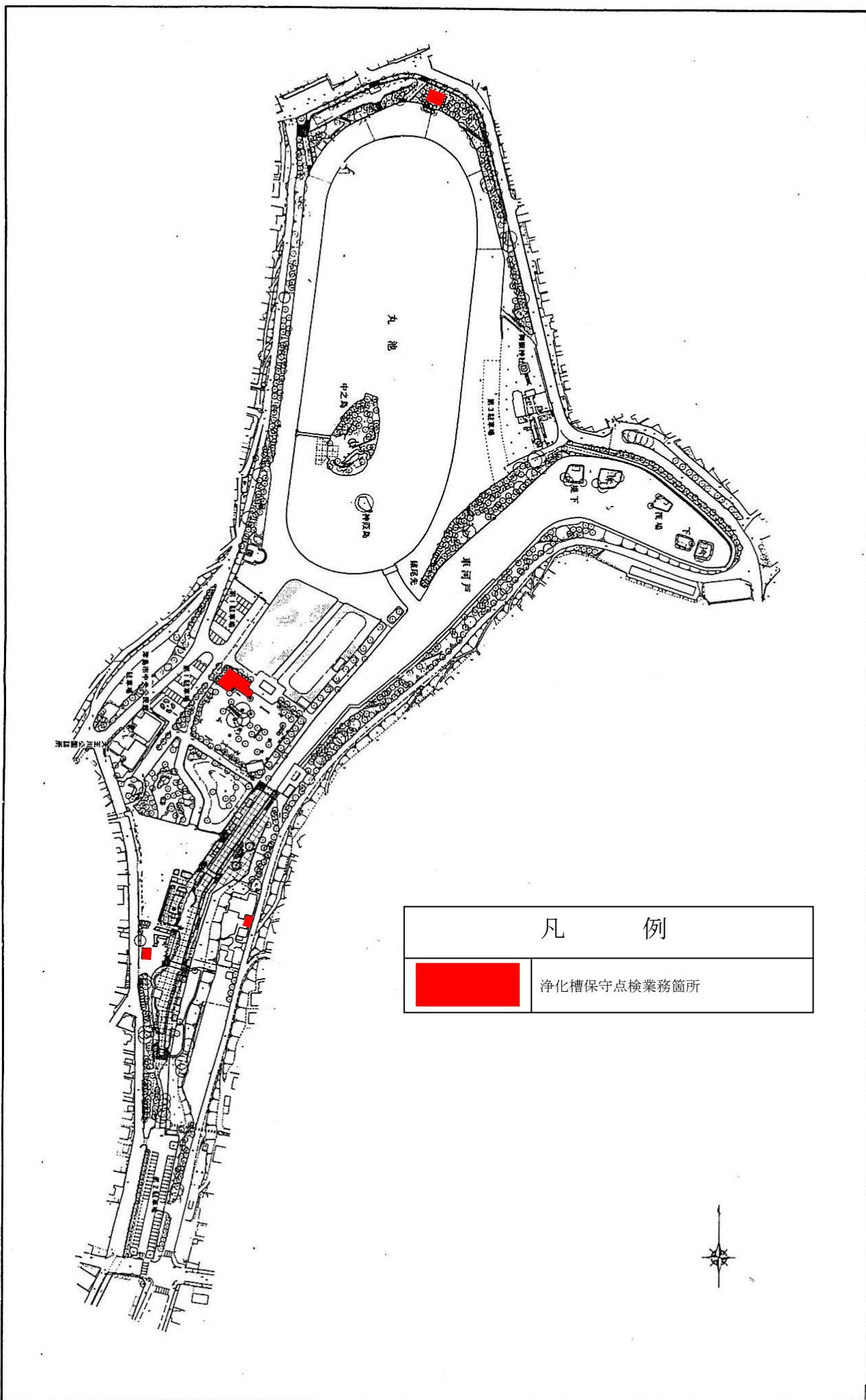
東トイレ (処理対象人員 5 人) 南トイレ (処理対象人員 120 人)

3 業務内容

- (1) 浄化槽の保守点検とは、浄化槽法及び規則で定める保守点検基準及び関係法規に準拠し、施設・装置の保守点検、ブロアーの吸込みサイレンサーのフィルター掃除及び機能の維持管理、水質管理、消毒等の業務を毎月 1 回行うものとする。
- (2) 保守点検において、装置及び機器類の故障のため修理等が必要な場合は、速やかに修理しなければならない。
- (3) 業務従事中は、公園利用者及び公園施設に危害・損害を与えないように、十分に注意して行うものとする。

4 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。



天王川公園南トイレ節水装置保守点検業務仕様書

1 業務目的

天王川公園南トイレ内に設置されている節水装置を年間にわたり故障することなく正常に作動させ得るために点検、調整を行うものである。

2 業務箇所

別紙図面のとおり

3 業務内容

藤開花前の4月上旬に制御盤、電磁洗浄弁、トイレ内電気配線及び器具（但し、制御部の一次側配線を除く。）について以下の点検、調整を行うものとする。

(1) 作業内容

1) 制御装置の点検・調整

- ① 作動状況の確認
- ② 配管・配線等の安全確認
- ③ タイマー設定時間の確認
- ④ リレーの作動の確認
- ⑤ 押ボタンスイッチ又はフェザータッチスイッチ作動の確認
- ⑥ ドアースwitchの作動確認
- ⑦ シートスイッチの作動確認

2) タンク部の点検・調整

- ① 作動状況の確認
- ② タンク内の清掃
- ③ 電磁洗浄弁のパッキンの異常確認
- ④ 水位調整確認（大・小放流量の確認）
- ⑤ ボールタップの作動確認、パッキンの異常確認（水の出具合の確認）
- ⑥ バルブストレーナー内のゴミの状況確認及び清掃

3) トイレ状況の点検・調整

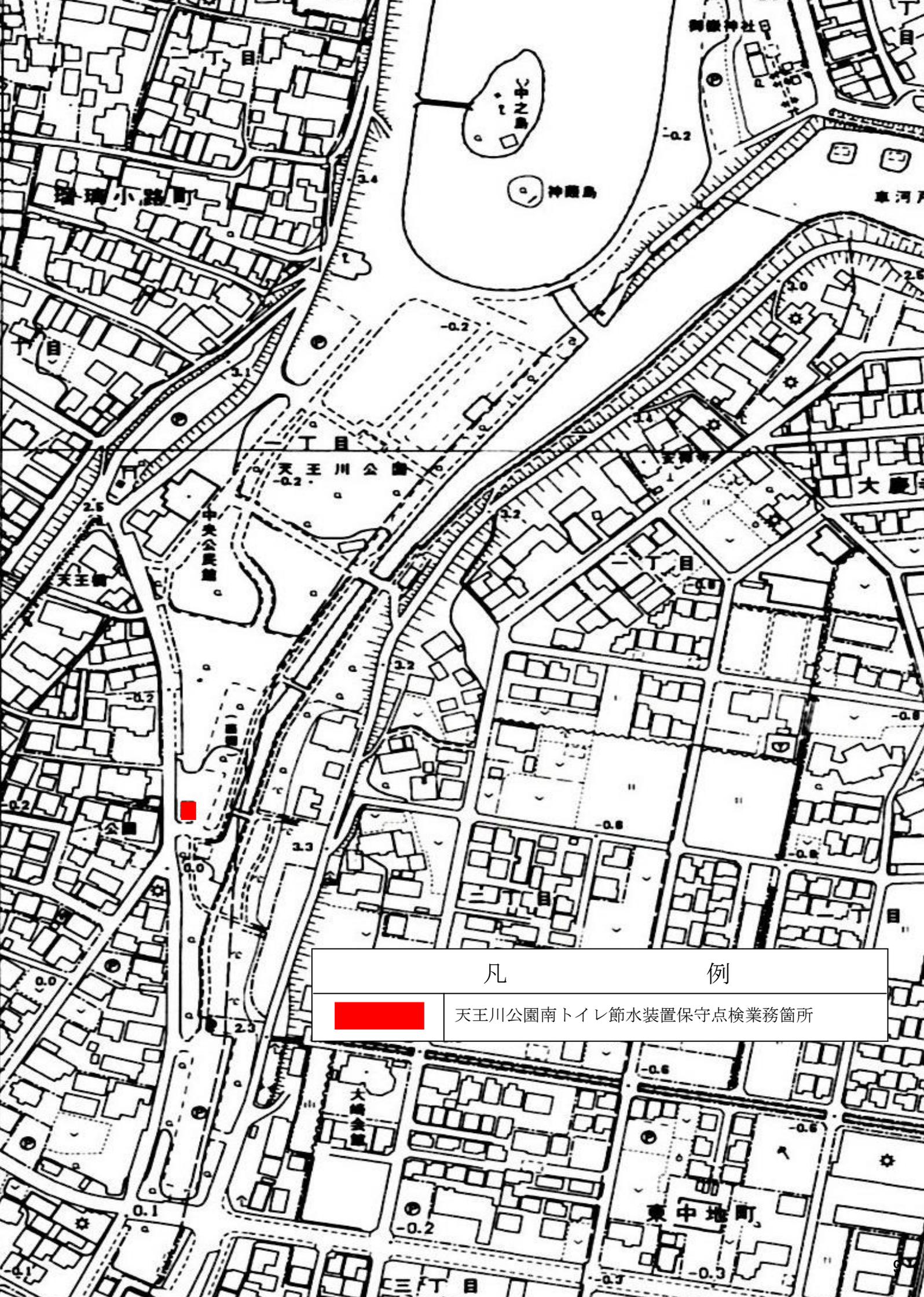
- ① 臭気状況の確認
- ② 便器の確認
- ③ 洗浄管の確認（流量状況の確認）
- ④ 給水管の確認（流量状況の確認）
- ⑤ 排水管の確認（流量状況の確認）

(2) 点検作業時に発見された不具合部品の修理、調整に伴う消耗部品（下記の項目）及び交換作業を速やかに行うものとする。

消 耗 部 品		
タンク部	電磁洗浄弁	駆動部、作業ジョイント、 フロート A・レベルスイッチ B 以外の消耗部品
	ボールタップ	シートパッキン、割ピン、締付ゴムパッキン、 座金、平パッキン
操作部	絶縁パッキン	

4 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。



凡 例



天王川公園南トイレ節水装置保守点検業務箇所

天王川公園送排水ポンプ点検業務仕様書

1 業務目的

送排水ポンプを年間にわたり故障することなく正常に作動させ得るために点検を行うものである。

2 業務箇所

別添図面のとおり

3 業務内容

藤開花前及び水入れ前の4月上旬に排水ポンプ2基（No.1・No2）をそれぞれ以下の項目について点検を行うもの。

(1) 作業内容

- ① ポンプ引き上げ据付調整
- ② ポンプ軸オイル点検及び交換
内容…軸封オイル汚損状況
方法…抜き取り後に目視
- ③ ポンプモーター絶縁抵抗測定等

内容	方法
動力線絶縁抵抗	計測器械（メガ）
線間抵抗	テスター
温度検知器	テスター
浸水検知器	テスター
締切時運転	圧力計・電流計・目視
負荷時運転	圧力計・電流計・目視

④ 設備外観点検

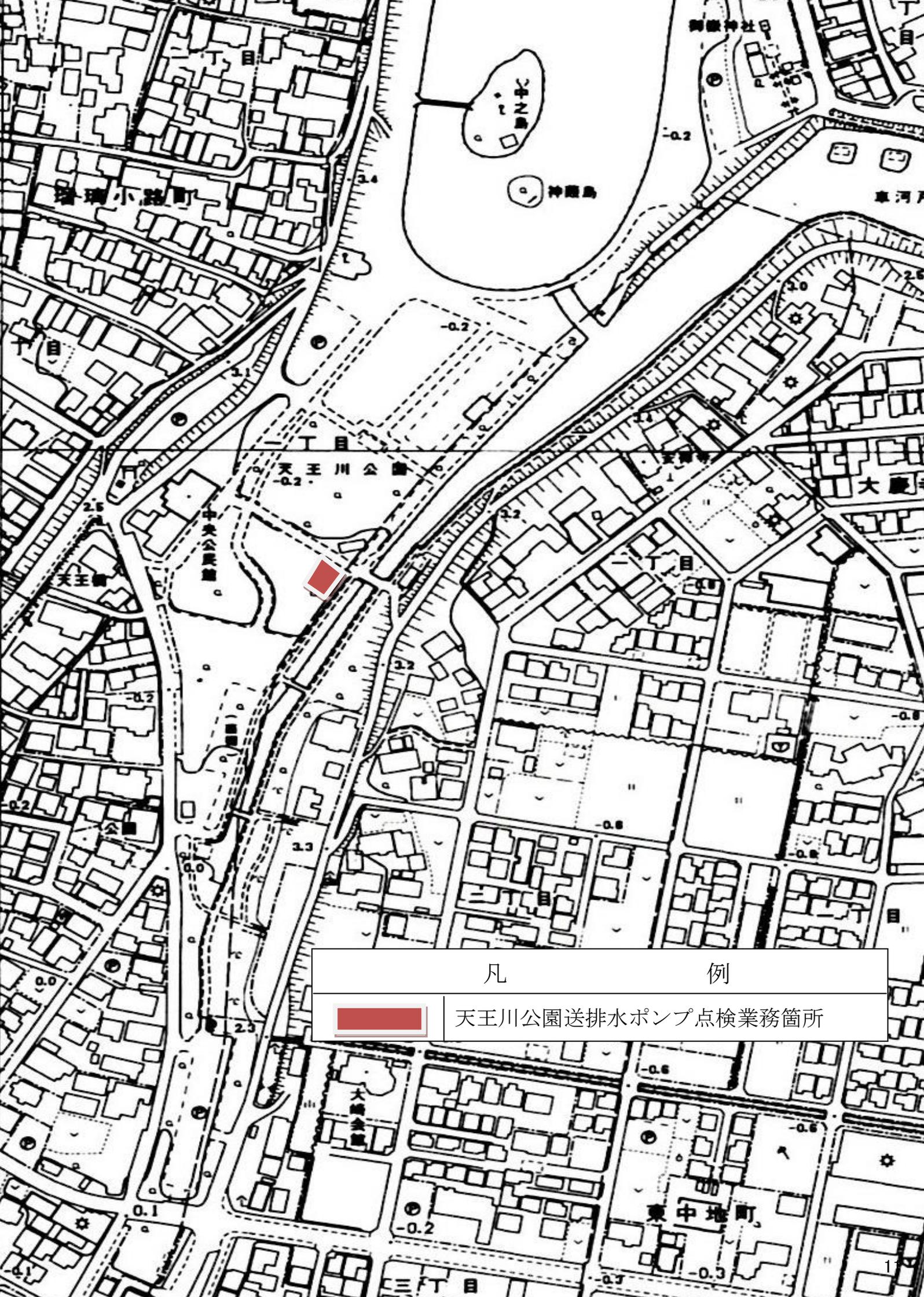
項 目	内 容	方 法
ポンプモーター	シールの油漏れ	目 視
	締切圧力	目 視
	塗 装	目 視
	塗 装	目 視
配 管	漏 れ	目 視
	腐 食	目 視
	劣 化	目 視
	塗 装	目 視
計 器	圧 力 計	調 整

⑤ 試運転

- (2) 点検実施時に故障・破損等が発見された場合は、速やかに修繕等を行うものとする。

4 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。



凡 例

 天王川公園送排水ポンプ点検業務箇所

天王川公園砂ろ過ポンプ点検業務仕様書

1 業務目的

藤棚下水路の排水、藤棚東側の滝への配水を行うポンプを年間にわたり故障することなく正常に作動させ得るために点検を行うものである。なお、現在砂ろ過は使用していない。

2 業務箇所

別紙図面のとおり

3 業務内容

藤開花前の4月上旬に以下の項目を行うもの。

(1) 設備点検

① 内容

点検箇所	点検内容	点検方法
配管類	破損、漏れ	目視
ポンプ類	作動状況	運転確認、電流計、絶縁抵抗計
制御盤	作動状況	運転確認
	表示電球	運転確認

② 試運転を行い設備全体の作業状況を確認するものとする。

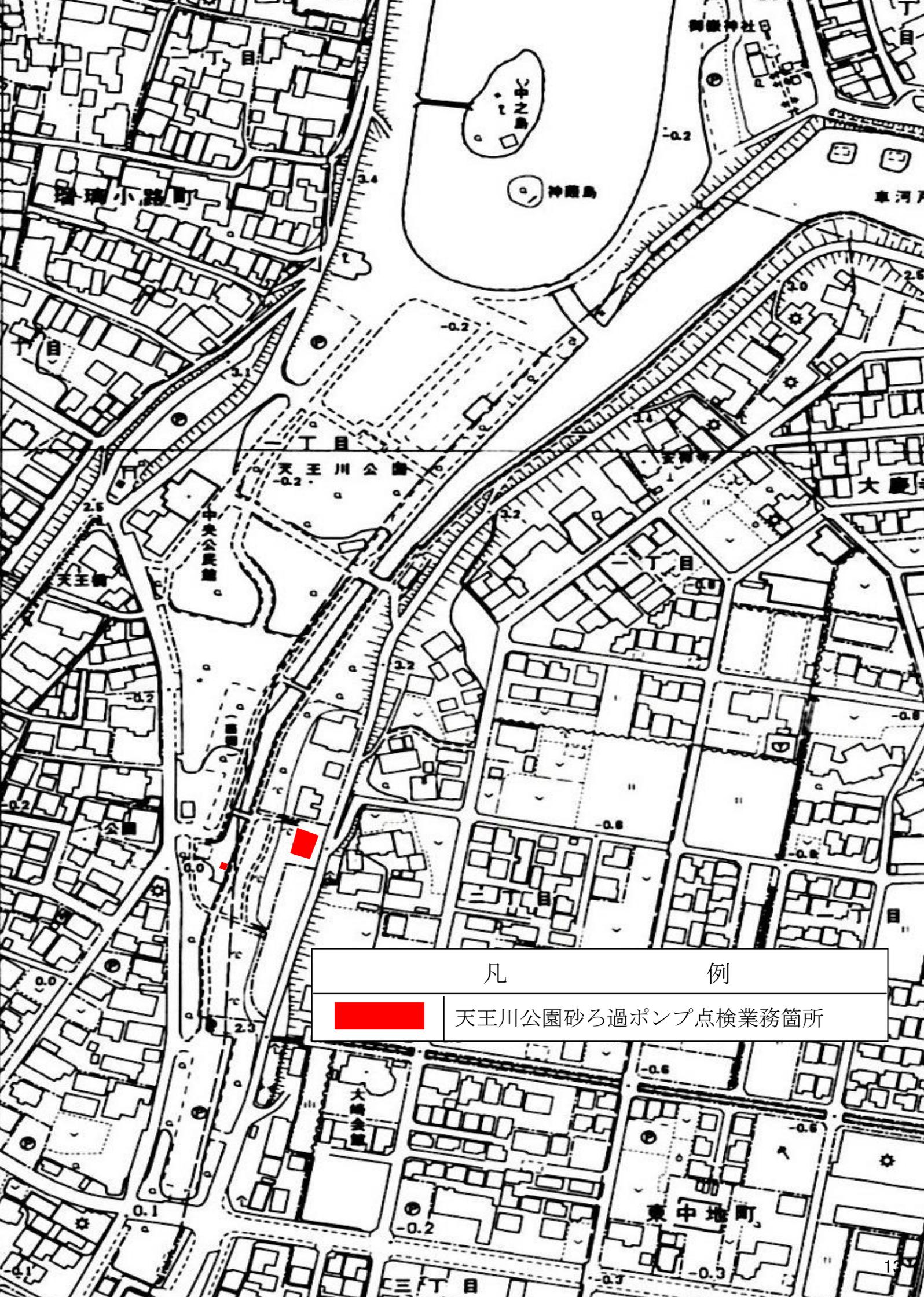
(2) その他

① 設備及び施設内の清掃を行う。

② 点検実施時に故障、破損等が発見された場合は、速やかに修繕等を行うものとする。

4 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。



凡 例



天王川公園砂ろ過ポンプ点検業務箇所

天王川公園噴水保守点検業務仕様書

1 業務目的

噴水を稼動時期の4月から10月にかけて故障することなく正常に稼動させ得るために点検を行うものである。

2 業務箇所

別紙図面のとおり

3 業務内容

(1) 保守点検

① 点検項目

別紙保守点検表のとおり

② 実施回数

年3回 [4月上旬(稼動前)、7月上旬(夏休み前)、10月末(稼動終了後)]

(2) 清掃

① 清掃箇所

噴水吐出し施設、排水施設、柵及び付属施設(グレーチング等)

② 実施回数

年3回 [4月上旬(稼動前)、7月上旬(夏休み前)、10月末(稼動終了後)]

(3) 水質検査

① 検査項目

一般細菌、大腸菌、pH値、臭気、色度、濁度、有機物等(TOCの量)

② 実施回数

1回[7月上旬(夏休み前)]

4 現場の安全管理

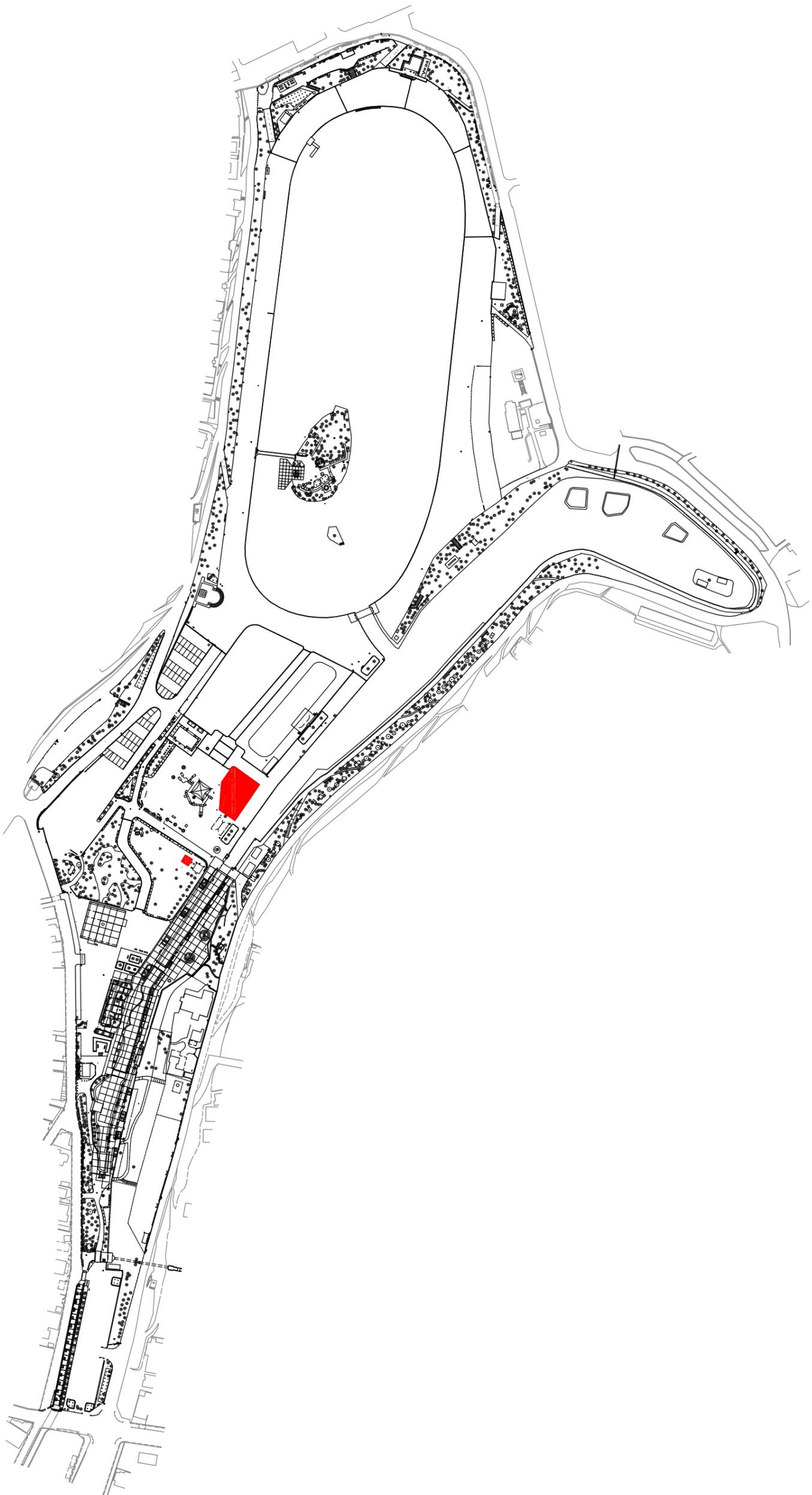
- (1) 公園利用者及び点検作業員等に危険のないよう、十分注意して行うこと。
- (2) 足場は、当日作業前に設置し、作業終了後速やかに撤去すること。
- (3) ミストポンプ・噴水ポンプ・排水ポンプ及び配管・電気機器等の施設を損傷しないよう、十分注意して行うこと。万一損傷した場合は、指定管理者の負担で原形に復すること。

5 保守管理

- (1) 点検の結果、修繕が必要な場合は、速やかに修繕を行うこと。
- (2) 各点検機器類に関して、メーカー・型式・型番等を可能な限り記録して保管すること。



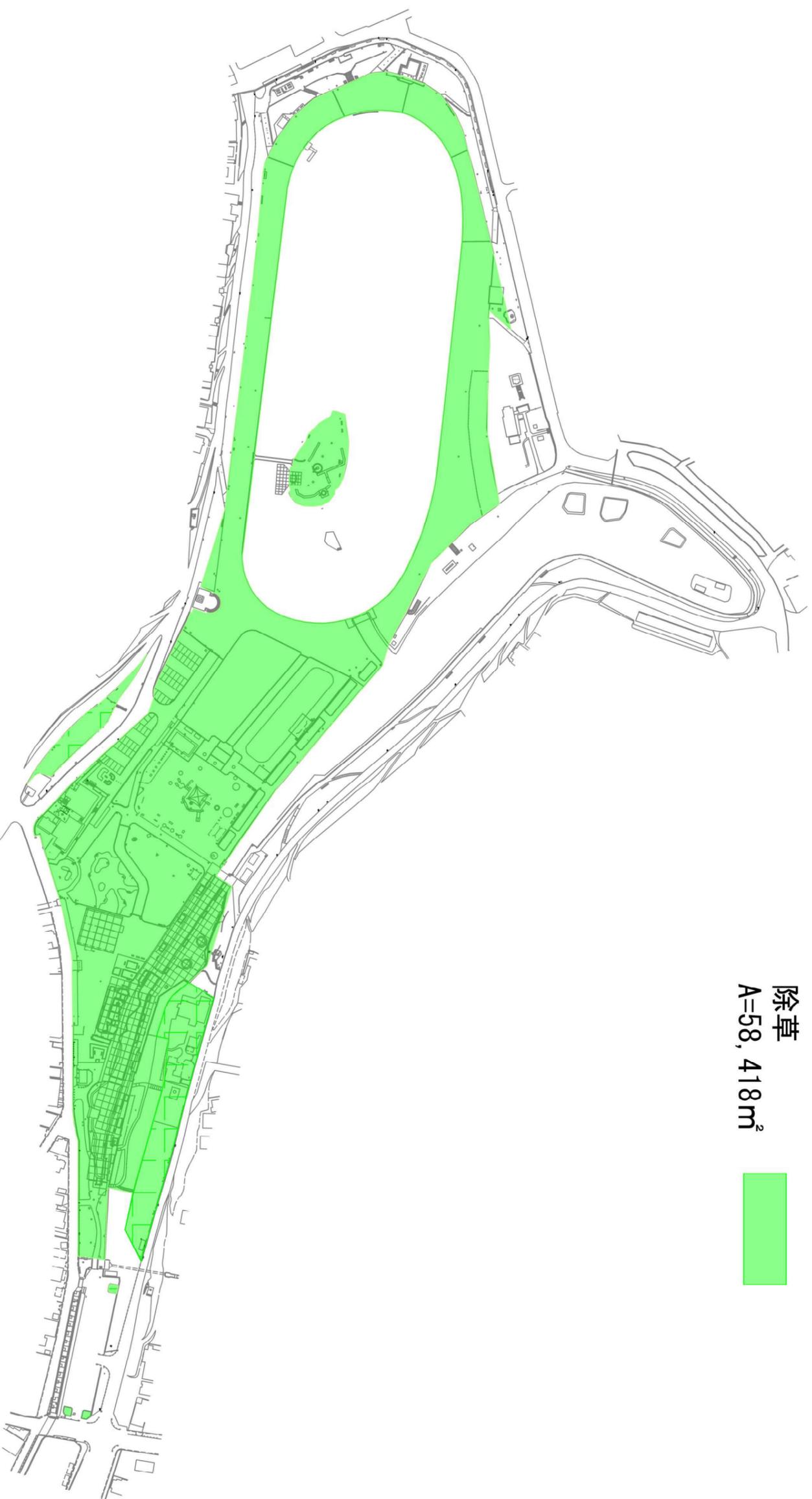
天王川公園噴水保守点検業務



天王川公園除草業務仕様書

- 1 業務目的
公園利用者が快適に公園を利用できるように、定期的に除草を行うものである。
- 2 業務箇所
別紙図面のとおり (58,418 m²)
- 3 業務内容
 - (1) 藤開花前の4月前半、天王祭前の7月、10月の年3回、草刈り機による機械刈りをする。ただし、樹木及びその他施設に損傷を与える恐れのある箇所については、手取り除草（鎌等の使用可）とする。また、刈り取った草は集草するものとする。
 - (2) 天王祭（7月第4土曜日・日曜日）前の除草については、天王祭の1週間前の時点で5cm以内となるように、出来る限り天王祭の直前に刈り取るものとする。
 - (3) 業務を実施するにあたり、公園利用者等に迷惑のかからないように行わなければならない。
 - (4) 指定管理者が、業務に必要な燃料、消耗品等を用意するものとする。
 - (5) 刈り取った草は、指定管理者が処分するものとする。
- 4 その他
指定管理者は、公園の魅力向上等の観点から合理的な方法を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更できる。
- 5 備考
その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。

天王川公園除草業務



全体図1 (1 : 2500)

天王川公園樹木維持管理業務仕様書

1 業務内容

(1) 樹木剪定業務

- 1) 本業務は、公園全体が見渡せるよう樹木の剪定を適宜行うものである。
- 2) 公園利用者、公園施設、隣接民家、通行車両及びその他施設等に危害・損害を与えないように十分注意して業務を行わなければならない。
- 3) 剪定枝葉等を速やかに結束し、当日中に必ず運搬し、処分しなければならない。なお、後片付け及び清掃を十分に行い、常に公園内の美化に努めなければならない。
- 4) 寄植の刈込は公園全体の景観を考慮し刈込を行うものとする。なお、道路に面した公園出入り口の寄植については、見通しを良くするため可能な限り低く刈り込むものとする。
- 5) 剪定した枝葉は速やかに運搬・処分し後片付けや清掃を十分に行い、適切に処分するものとする。

(2) 薬剤散布業務

- 1) 本業務は、樹木の害虫駆除のため、薬剤消毒を行うための薬剤散布等を適宜行うものである。
- 2) 薬剤消毒工は、樹木（サクラ類）に寄生している害虫を除去するため、薬剤を散布するとともに、焼却処分を行うものである。
- 3) 薬剤散布は、殺虫効果を高めるために、春期には1回以上、秋期には1回以上の散布を行うものとする。ただし、害虫を新たに発見した場合は、随時薬剤散布等を行うものとする。
- 4) 薬剤の取扱及び調合を正しく、且つ慎重に行わなければならない。
- 5) 薬剤散布にあたり、周辺住民及び公園利用者等に業務実施について周知し、被害の及ばないように細心の注意を払わなければならない。
- 6) 薬剤散布中及び薬剤散布後一定期間は注意看板を掲げる等の安全対策を講じなければならない。
- 7) 降雨時の直前、直後及び強風下の散布を避けなければならない。
- 8) 薬剤が直接害虫にかかるよう、葉の裏、枝の陰等散布にむらが無いように行わなければならない。
- 9) 薬剤散布に使用する薬剤については、殺虫剤（有機リン剤系）と展着剤の混合水溶液とする。
- 10) 駆除にかかる薬剤等は、指定管理者の負担とする。

(3) こも巻業務

- 1) 本業務は、天王川公園の松268本(令和3年4月1日時点)及びソテツ1本にこも巻を行うものである。松は冬期に松ケムシ等の害虫を誘い込むため、こもを取り付けて、春期前にこも取り外し、速やかに焼却処分し害虫駆除を行うものであり、またソテツは冬期における寒冷対策のため、こも巻により保護を行うものである。
- 2) 松のこも巻は、松の樹高約1.5メートル部分の樹幹にこもを巻き、丸縄で上下2箇所を結束しなければならない。またソテツのこも巻は、こも巻に支障がある葉を取り除き、全面にこもを巻いて丸縄で結束しなければならない。
- 3) こもの取り付け(12月上旬)、取り外し時期(啓蟄の日の前までに完了)を逸しないようにしなければならない。
- 4) 松管理ナンバーに付いている、針金・ばねを付け直す。
- 5) 公園利用者及び公園施設等に危害・損害を与えないように十分注意して業務を行わなければならない。
- 6) こも巻き期間中にこもが欠損した場合は早急に巻き直しすること。
- 7) 市から報道機関へこも巻きの情報を提供するので、こも巻き(取り付け・取外し)の日にちが決まったら市へ連絡すること。

(4) 松切下げ業務

- 1) 本業務は、公園樹木の松の適正な管理を目的に、松の切下げ剪定を適宜行うものである。
- 2) 通行人、通行車両、公園施設、隣接民家及びその他施設等に危害・損害を与えないように十分注意して業務を行わなければならない。
- 3) 剪定した木枝等を速やかに結束し、当日中に必ず運搬し、処分しなければならない。なお、後片付け及び清掃を十分に行い、常に公園内の美化に努めなければならない。
- 4) 関係法令を遵守し、作業を行わなければならない。

(5) 花壇維持管理業務

- 1) 区域及び面積は、天王川公園内花壇の35㎡とする(別紙図面1のとおり)。
- 2) 植え付け業務は下記のとおりとする。
 - ① 夏・秋・冬・春の四季において、年3回、公園内花壇に1回あたり300株以上の季節の花を植替えるものである。
 - ② 植え付け時には、毎回土壌改良材(バーク堆肥)80L、種粕等30kgを花壇内土壌と均一に混合しなければならない。

- 3) 日常業務は下記のとおりとする。
 - ① 除草及び害虫駆除は、随時行なわなければならない。
 - ② 開花途中で枯死した場合には、植替えを行なわなければならない。
 - ③ 散水が必要な場合には、随時行なわなければならない。
- 4) 植え付け時に必要な土壌改良材及び種粕等、その他必要な資材及び消耗品等については、指定管理者の負担とする。
- 5) 業務従事中は、公園利用者及び公園施設に危害・損害を与えないように、十分に注意して行うものとする。
- 6) 維持管理する施設等に損傷箇所を発見したとき、危険が生じた場合もしくは生ずる恐れのある場合は、速やかに修繕しなければならない。

(6) 除草業務(彼岸花開花前)

- 1) 本業務は、彼岸花を観賞出来るように法面除草を行うものである。
- 2) 彼岸花の芽が出る直前の9月上旬頃に人力・機械により法面(別紙図面2のとおり)の除草を行う。
- 3) 除草した草は処分場へ運搬し処分する。

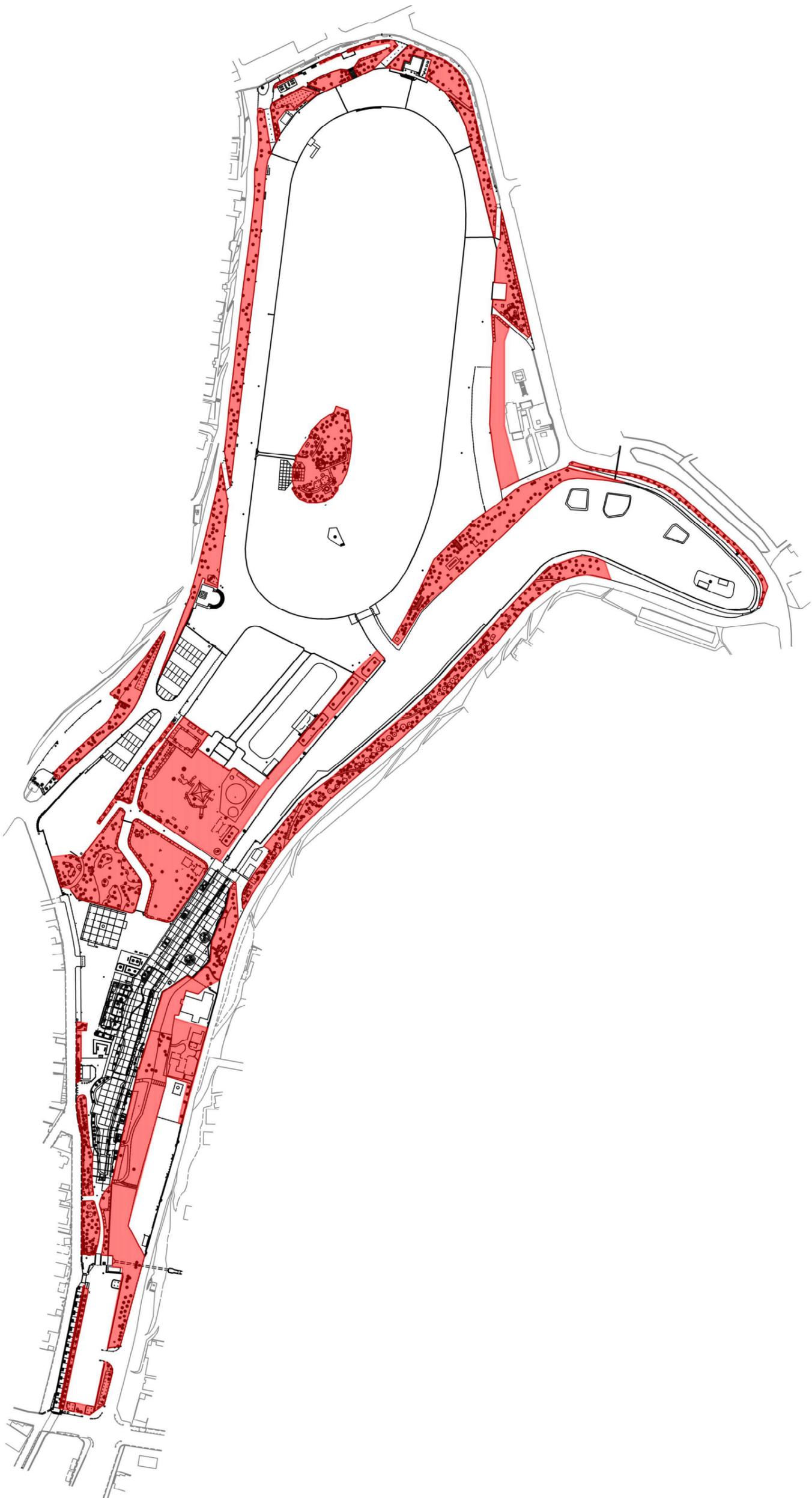
2 その他

指定管理者は、魅力向上等の観点から合理的な方法を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更できる。

3 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。

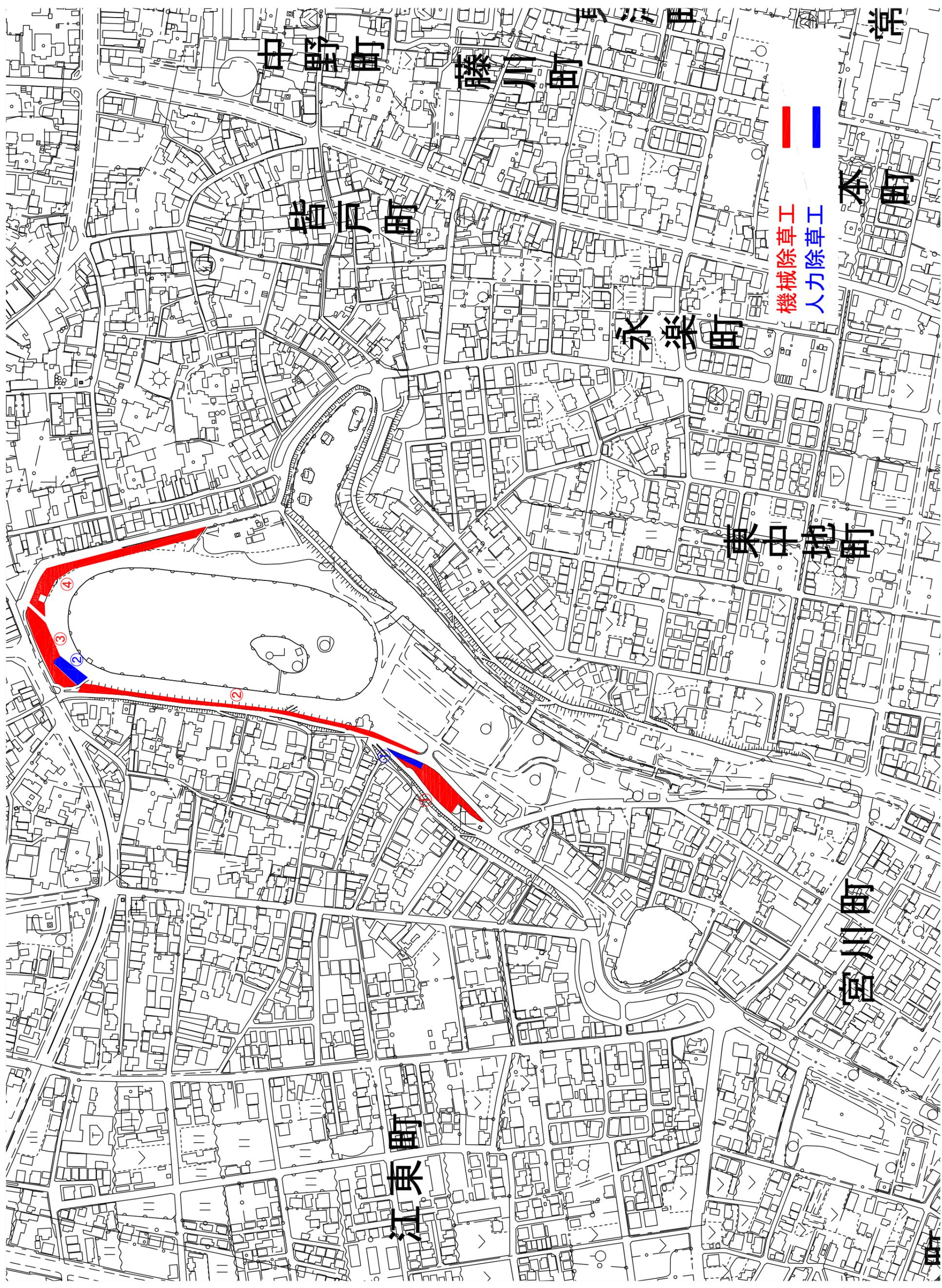
天王川公園樹木管理業務





凡 例	
	花壇維持管理業務箇所

天王川公園 彼岸花開花前除草業務 位置図 1:5000



— 機械除草工
— 人力除草工

天王川公園藤管理業務仕様書

- 1 業務の目的
毎年、美しい藤が観賞できるように藤を管理するものである
- 2 業務箇所
別紙図面のとおり(102本、令和3年4月1日時点)
- 3 業務内容

作業項目	作業時期	回数	作業内容
花芽調整摘芯	4月	1回	開花予定の花芽数の調整。
花柄及び種子除去	5月	適時	開花後、手バサミでの除去。 立枝剪定
施肥	5月～10月	5回	以下のPK有機肥料等の施肥。 ・センダン有機 ・ロングアップ ・マグミダス ・菌源炭 ・キニヌール
花柄除去	6月	適時	摘み残し花柄除去。
蔓剪定	7月及び 9月～10月	2回	棚上からの剪定作業。
不要蔓等除去	6月下旬から 10月上旬	適時	胴ぶき、根ぶき、ヤゴ等の除去。
基本剪定	12月～2月	1回	棚上からの剪定作業。
薬剤散布	害虫発生時	随時	害虫駆除消毒及び殺菌消毒。
追肥	6月～10月 ・3月	5回	PK有機肥料の施肥
腐朽処理	落葉期	1回	腐朽部・病患部等を取り除き腐朽部に保護剤等の塗布。
灌水	灌水時	随時	2週間以上降雨がない場合、藤周囲に散水施行。
棚下樹木剪定		随時	オカメザサ、アジサイ等の剪定。
棚下清掃		随時	幹周囲の手抜き除草。

4 留意事項

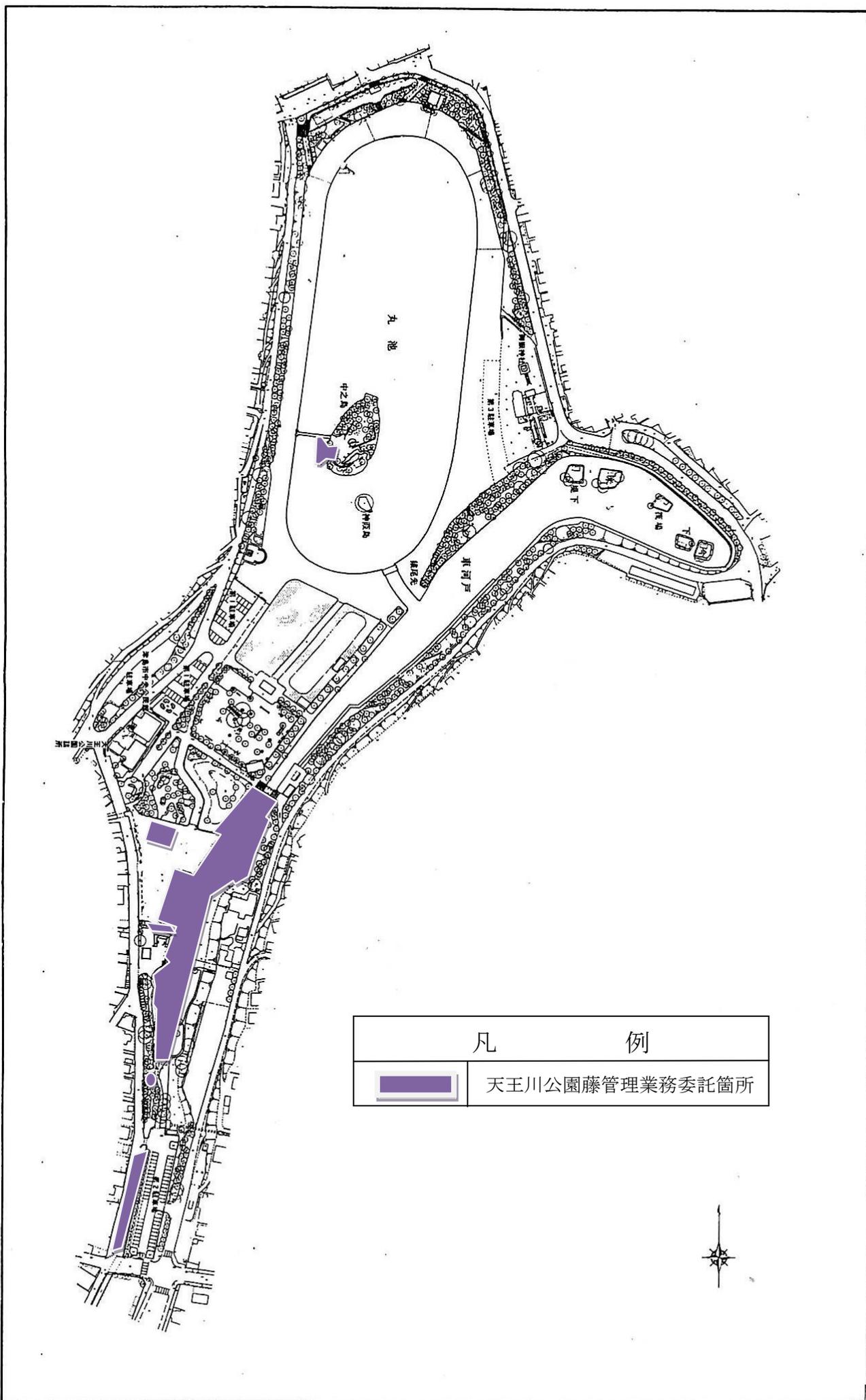
- (1) 藤の樹勢を向上させるためには、藤棚の形状や周辺土壌の特性、藤の特徴を熟知した上で管理する必要がある。また、藤の樹勢や花房の長さを向上させるために、藤の専門家の指導・研修を受けて知識を高め、継続的に同一業者において維持管理する必要がある。このことを十分に踏まえ、藤の管理を行わなければならない。
- (2) 定期的にパトロールを行い、管理区域内の状況を常に把握し、藤棚等に異常を発見した場合は速やかに修繕しなければならない。
- (3) 台風等により強風の恐れがある場合は、支柱等の点検・補修を行うものとする。
- (4) 剪定及び除草等に伴う剪定枝等の処分については、指定管理者が行うものとする。
- (5) 施肥の化成肥料等については、指定された化成肥料等と同程度以上の効果が認められる場合に限り、市と協議して使用することができるものとする。
- (6) 業務従事中は、公園利用者及び公園施設に危害・損害を与えないように十分に注意して行うものとする。

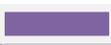
5 その他

指定管理者は、藤の樹勢向上等の観点から合理的な方法を市に提案・協議し、維持管理方法を市の承認を受けて変更できる。

6 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。



凡 例	
	天王川公園藤管理業務委託箇所

天王川公園藤棚下水路清掃業務仕様書

1 業務目的

藤棚下水路の水が円滑に流れるとともに水面に写る美しい藤の風景を觀賞できるように清掃を行うものである。

2 業務箇所

別紙図面のとおり

3 業務内容

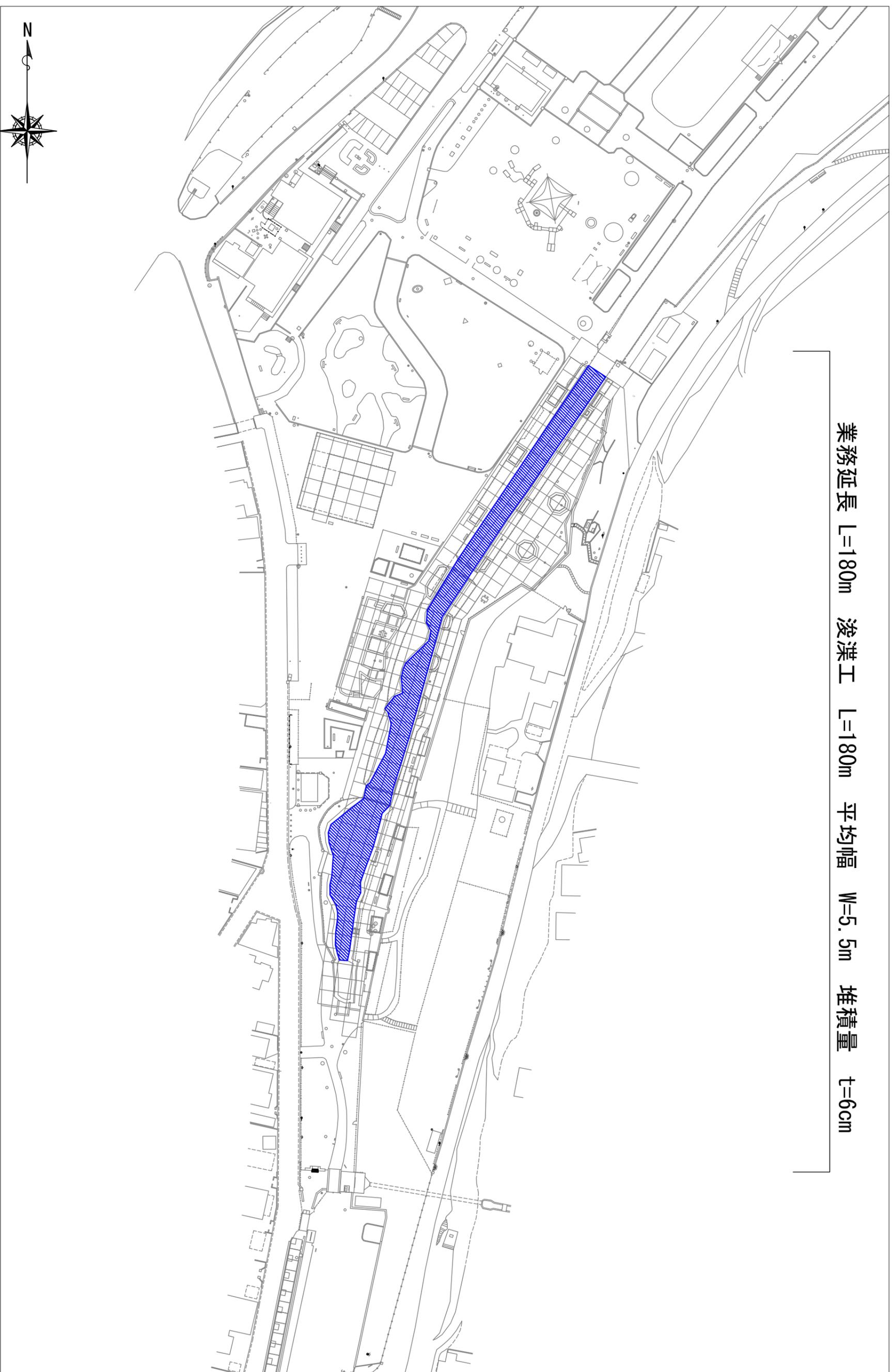
- (1) 藤棚下水路及び砂ろ過吸入口内に堆積したゴミ・落ち葉等を除去する。
- (2) 排水については、当公園の送排水ポンプ及び砂ろ過設備を使用して行うものとする。なお、清掃に支障がある場合は、水替ポンプも使用するものとする。
- (3) 堆積物の運搬を慎重に行い、園路等を汚すことなく、処理に至るまで十分に注意して行うものとする。
- (4) 業務従事中に施設の破損又は、異常を発見した場合は、速やかに修繕しなければならない。
- (5) 水路内の清掃は、藤開花前の3月下旬又は4月上旬に行うものとする。ただし、市が藤棚改修工事を行う年は、市と協議の上、清掃時期を決めるものとする。
- (6) 清掃完了後、水路に水入れを行うので、事前に完了予定日を市に連絡すること。
- (7) 浚渫時に除去した草等は汚泥と分けて適切に運搬し処分する。

4 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。

天王川公園藤棚下水路清掃業務 平面図

業務延長 L=180m 浚渫工 L=180m 平均幅 W=5.5m 堆積量 t=6cm



天王川公園法面除草等業務仕様書(その 1、天王祭関係)

1 業務目的

天王祭の観光客の安全確保、巻藁舟や車楽舟の幻想的・絢爛豪華な風景を阻害しないように除草や清掃等を行うものである。

2 業務箇所

別紙図面のとおり

3 業務内容

- (1) 人力・機械により除草する。
- (2) 除草した草は当日中に運搬し処分する。
- (3) 木柵、擬木の撤去、復旧作業。
- (4) 丸池内の水面清掃業務。

4 業務期間

- (1) 上記 2 (1)、(2)の除草・運搬処分は 6 月下旬から天王祭前までに実施する。ただし、天王祭(7 月第 4 土曜日・日曜日)の 1 週間前の時点で 5 cm 以内となるように、出来る限り、天王祭の直前に実施するものとする。2 度刈り箇所の 2 回目は、特に直前に実施する。
- (2) 上記 2 (3)の撤去は天王祭前に実施する。復旧は、天王祭後に速やかに実施する。
- (3) 上記 2 (4)の水面清掃は、天王祭直前及び朝祭(7 月第 4 日曜日)の当日午前 5 時頃に実施する。朝祭当日は、地元業者は、天王祭の実施に関わっているため、指定管理者自らで実施する等して、確実に清掃を行うこと。

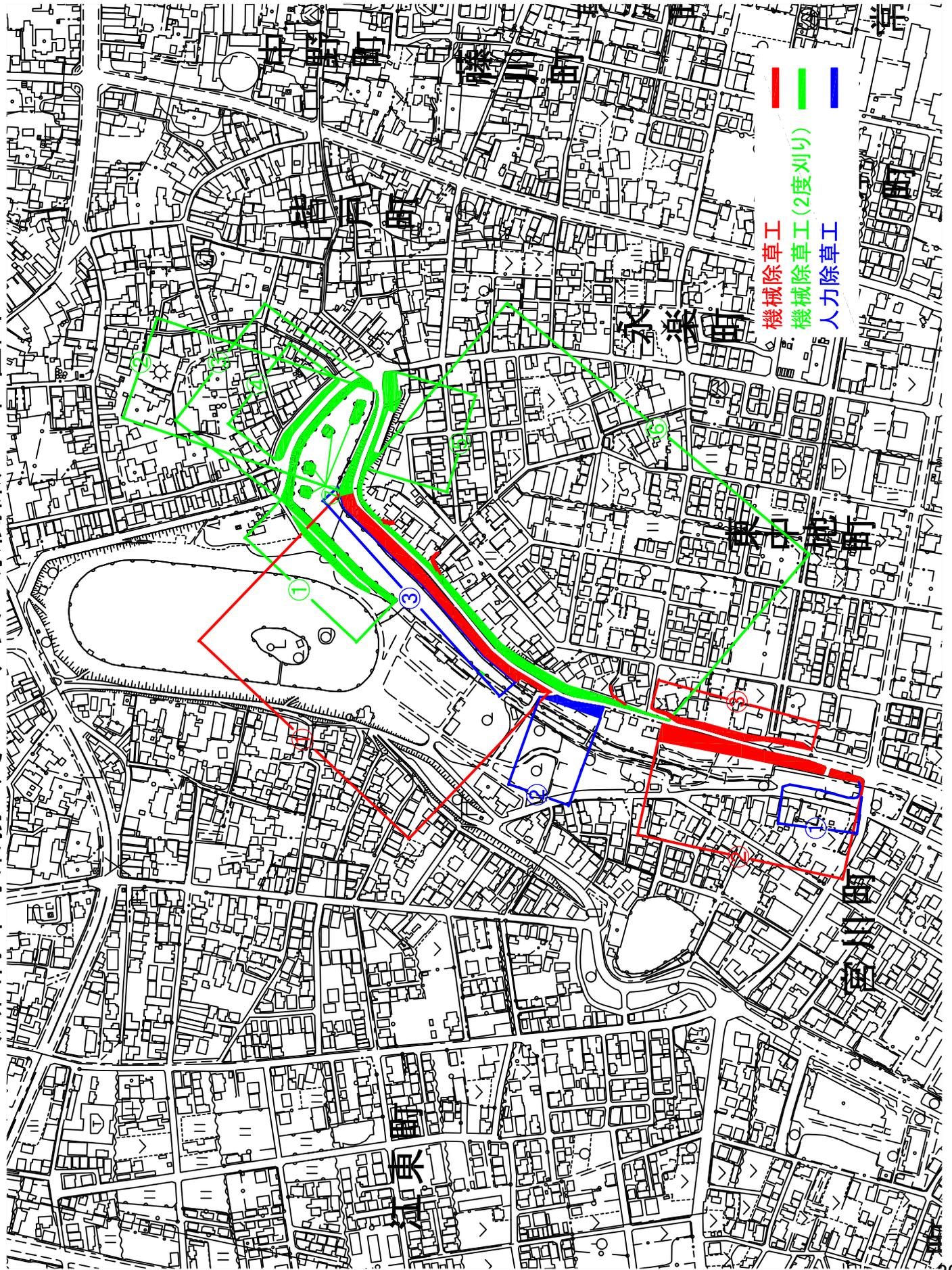
5 その他

苦情または要望があった場合は迅速且つ、誠実に対応するものとする。

6 備考

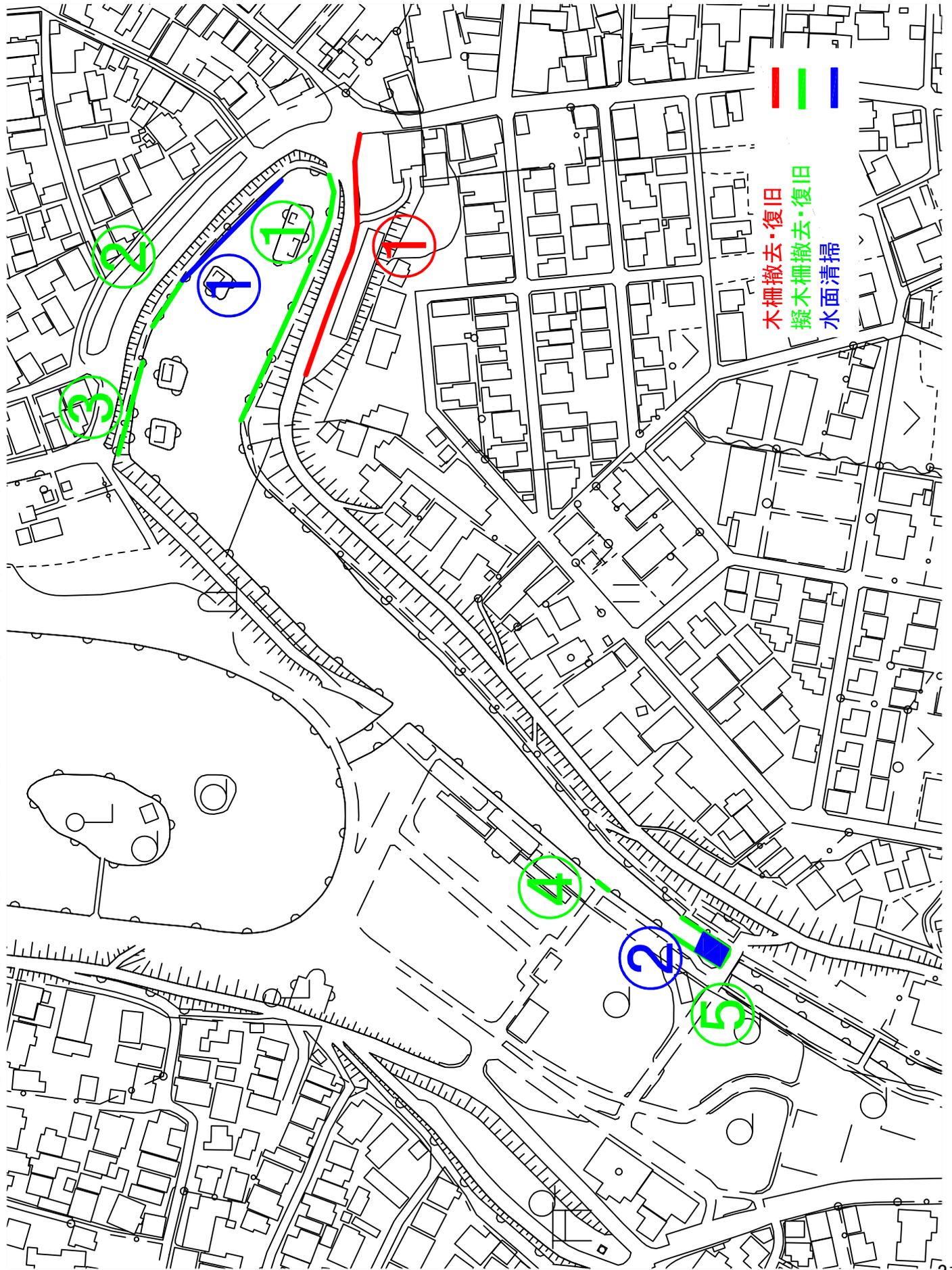
その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。

法面除草等業務（その1、天王祭関係）位置図 1:5000



- 機械除草工
- 機械除草工 (2度刈り)
- 人力除草工

木柵撤去・復旧、擬木柵撤去・復旧、水面清掃位置図(その1、天王祭関係) 1:2000



天王川公園法面除草業務仕様書(その2、天王祭関係)

1 業務目的

天王祭の観光客の安全確保、巻藁舟や車楽舟の幻想的・絢爛豪華な風景を阻害しないように除草を行うものである。

2 業務箇所

別紙図面のとおり

3 業務内容

- (1) 人力・機械により除草する。
- (2) 除草した草は当日中に運搬し処分する。

4 業務期間

6月下旬から天王祭前までに実施する。ただし、天王祭(7月第4土曜日・日曜日)の1週間前の時点で5cm以内となるように、出来る限り、天王祭の直前に実施するものとする。

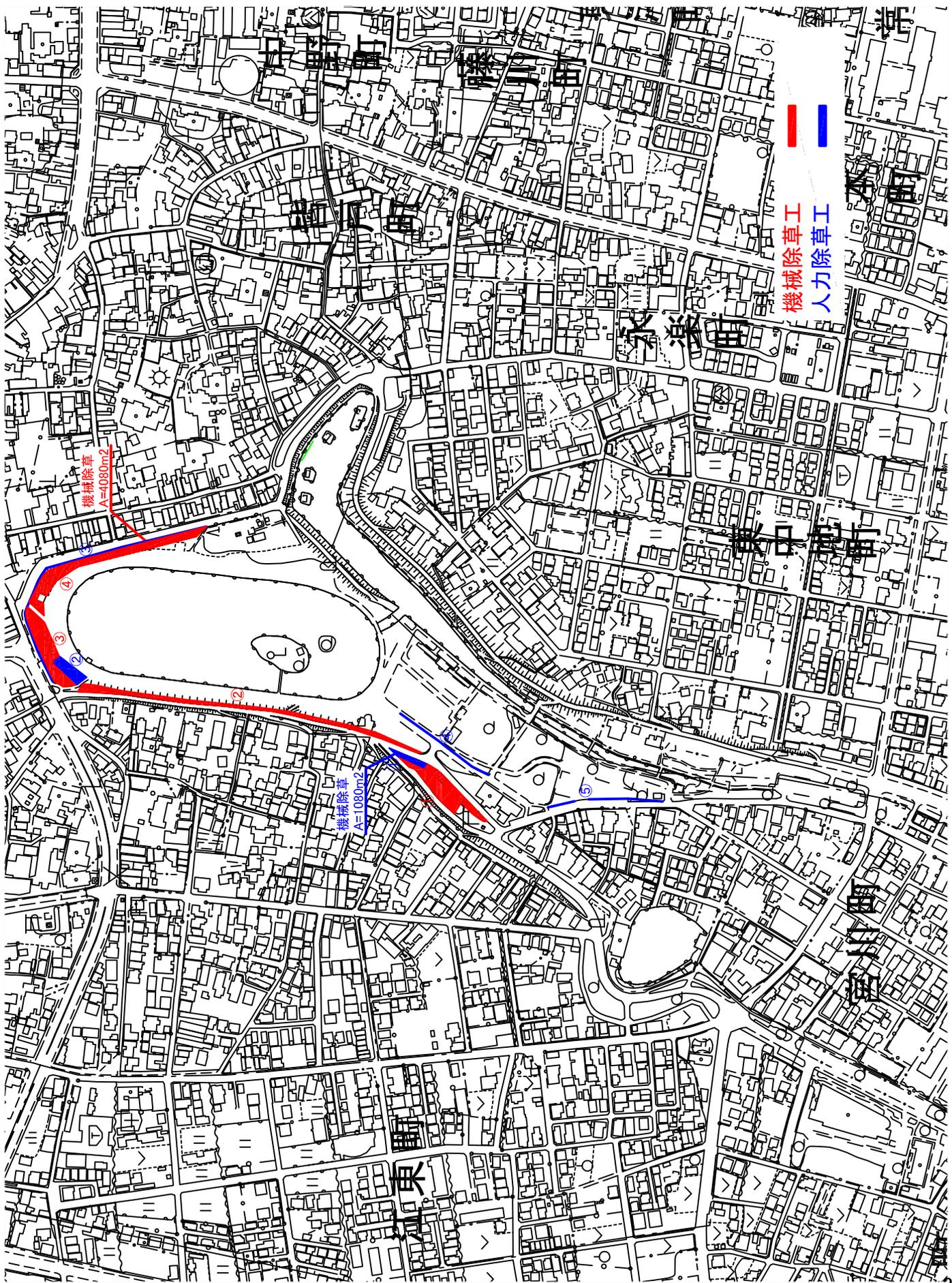
5 その他

苦情または要望があった場合は迅速且つ、誠実に対応するものとする。

6 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。

法面除草業務（その2、天王祭関係）位置図 1:5000



天王川公園維持修繕工事仕様書(天王祭関係)

1 業務目的

天王祭の観光客の安全確保、車楽舟行事を遂行するために行うものである。

2 工事箇所

別紙図面のとおり

3 工事内容

- (1) 危険防止柵設置・撤去作業。
- (2) 駐車場柵撤去・復旧作業。
- (3) 該当箇所の不陸整正。
- (4) 橋梁撤去・復旧作業。
- (5) 丸池浮標設置・撤去作業。

4 期間

- (1) 上記2の(1)の設置、(2)の撤去、(4)の撤去、(5)の設置は6月下旬から天王祭前までに実施する。
- (2) 上記2の(1)の撤去、(2)の復旧、(3)、(4)の復旧、(5)の撤去は天王祭後速やかに実施する。

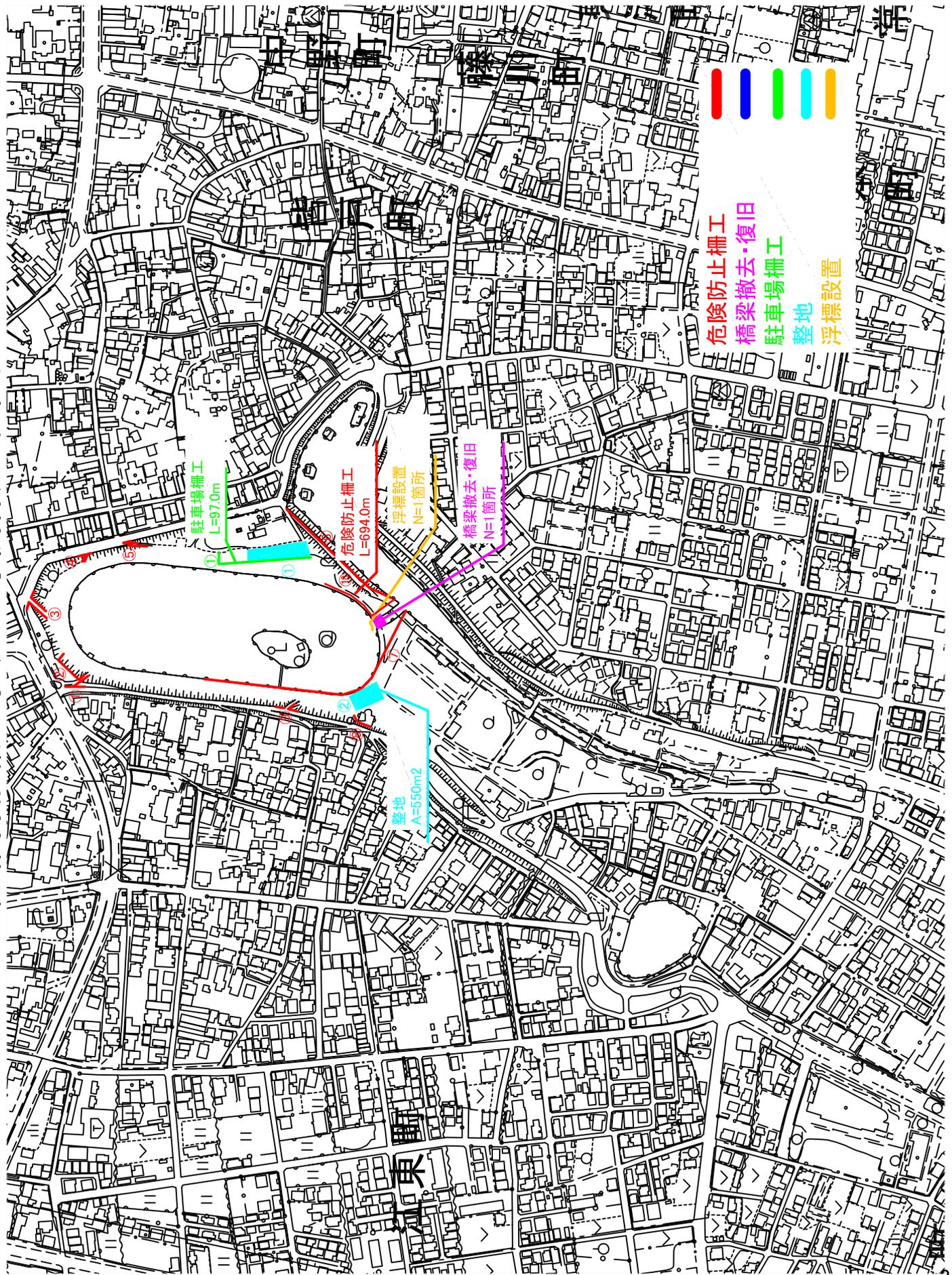
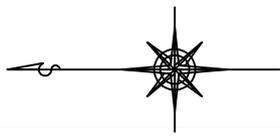
5 その他

苦情または要望があった場合は迅速且つ、誠実に対応するものとする。

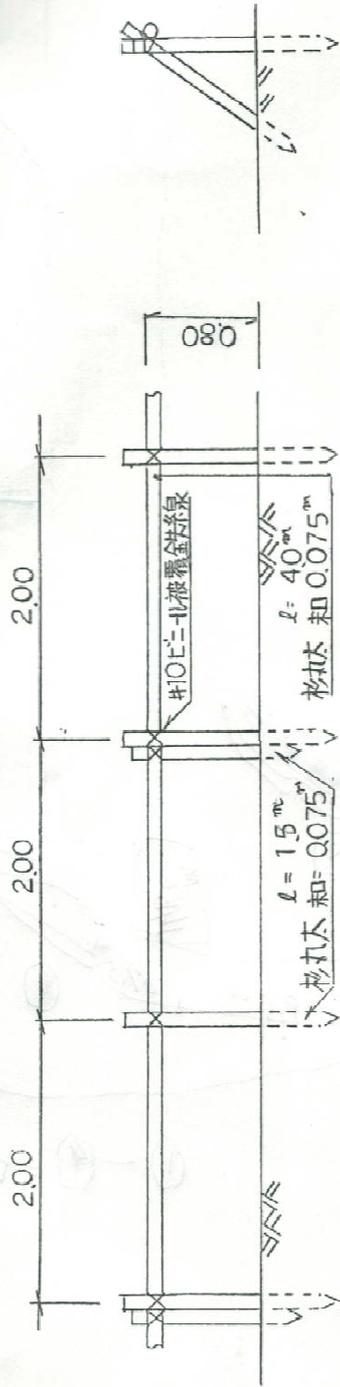
6 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。

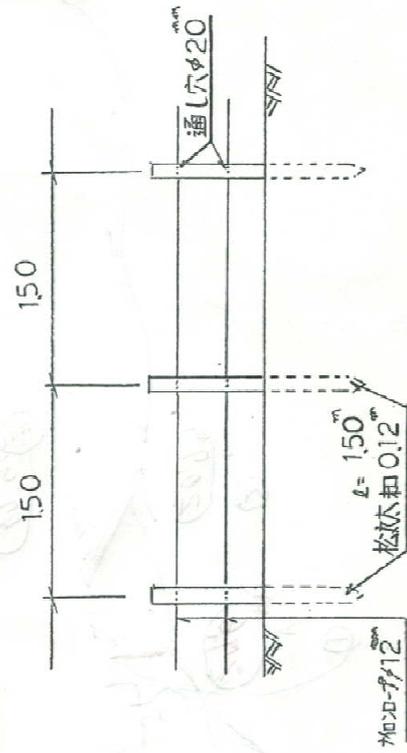
天王川公園維持修繕工事(天王祭関係) 位置図 1:5000



危険防止柵工 S = 1 : 5 0



駐車場柵工 S = 1 : 5 0



天王川公園桜開花照明設置・撤去業務仕様書

1 業務目的

夜桜を楽しむことができるように照明を設置するものである。

2 業務箇所

別紙図面のとおり

3 業務内容

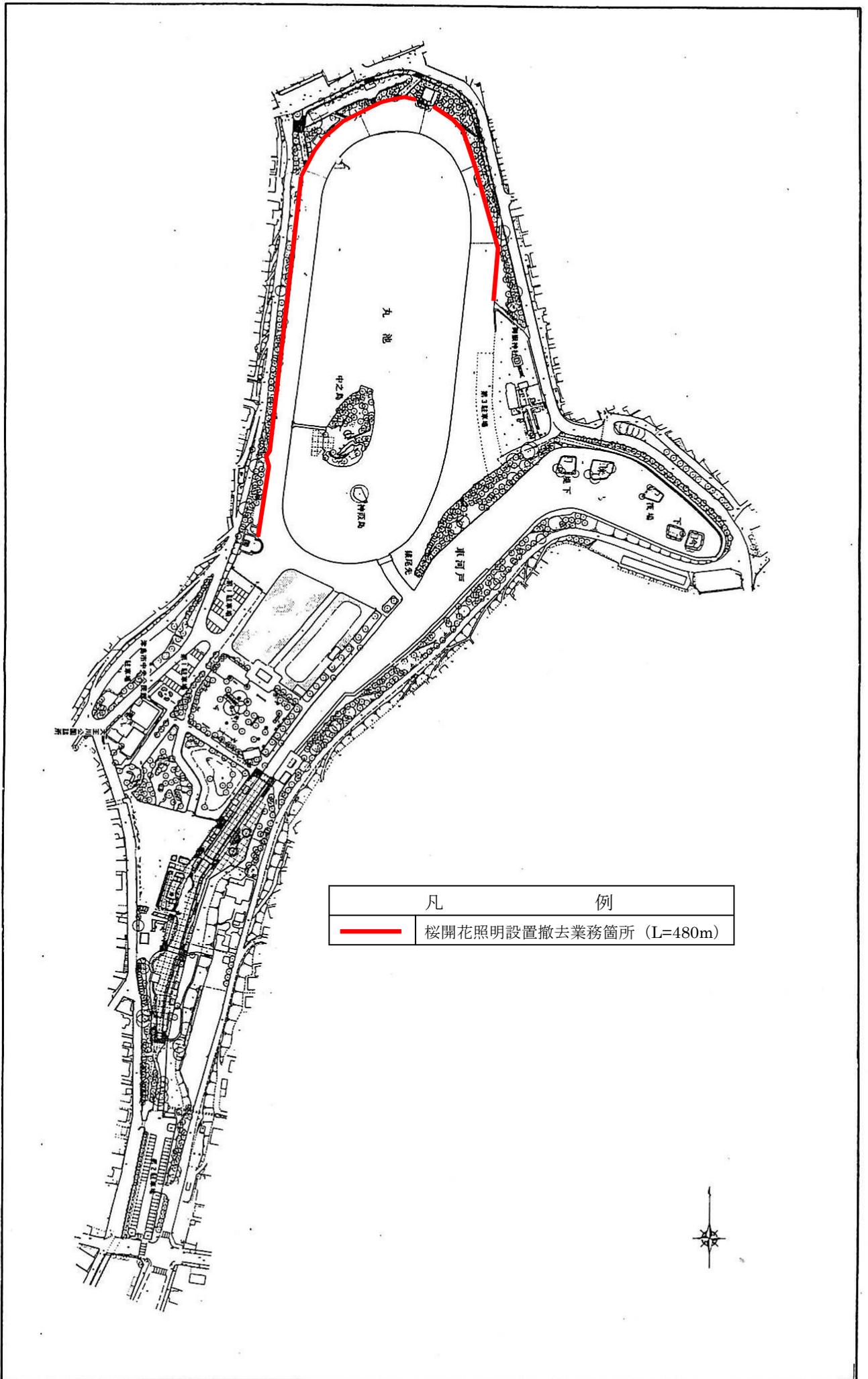
- (1) 桜の開花に併せ、桜並木照明施設 (L=480m) を設置・撤去する。また、桜開花期間中は、午後 6 時～午後 9 時の間点灯するようにしなければならない。なお、雨天の場合は点灯を中止とする。
- (2) 公園内の樹木等を利用して電線 (I V 電線) を鉄線等で結束し、約 5 m 間隔に提灯と 60W、又は、100W の電球を設置・撤去するものとする。
- (3) 電気供給に伴う受電設備として引き込み柱、配電盤を設置・撤去するものとする。
- (4) 照明設置・撤去にあたり公園施設等及び公園利用者に危害の及ばないように注意して行わなければならない。
- (5) 設置期間中の照明設備の維持管理を常に行い、公園利用者に危険のないように安全管理を行わなければならない。
- (6) 必要な照明施設等は指定管理者の負担とする。
- (7) 市から報道機関へ桜開花照明の情報を提供するので、照明点灯の日にちが決まったら市へ連絡すること。

4 その他

指定管理者は、魅力向上等の観点から合理的な方法を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更できる。

5 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。



凡	例
—	桜開花照明設置撤去業務箇所 (L=480m)

天王川公園桜開花警備業務仕様書

1 業務目的

桜開花に伴い公園利用者等の車両が混雑しないように警備をするもの(以下「交通整理」という。)である。また、園内で迷惑行為をさせないよう、警備をするもの(以下「園内警備」という。)である。

2 業務箇所

別紙図面①のとおり

3 業務内容

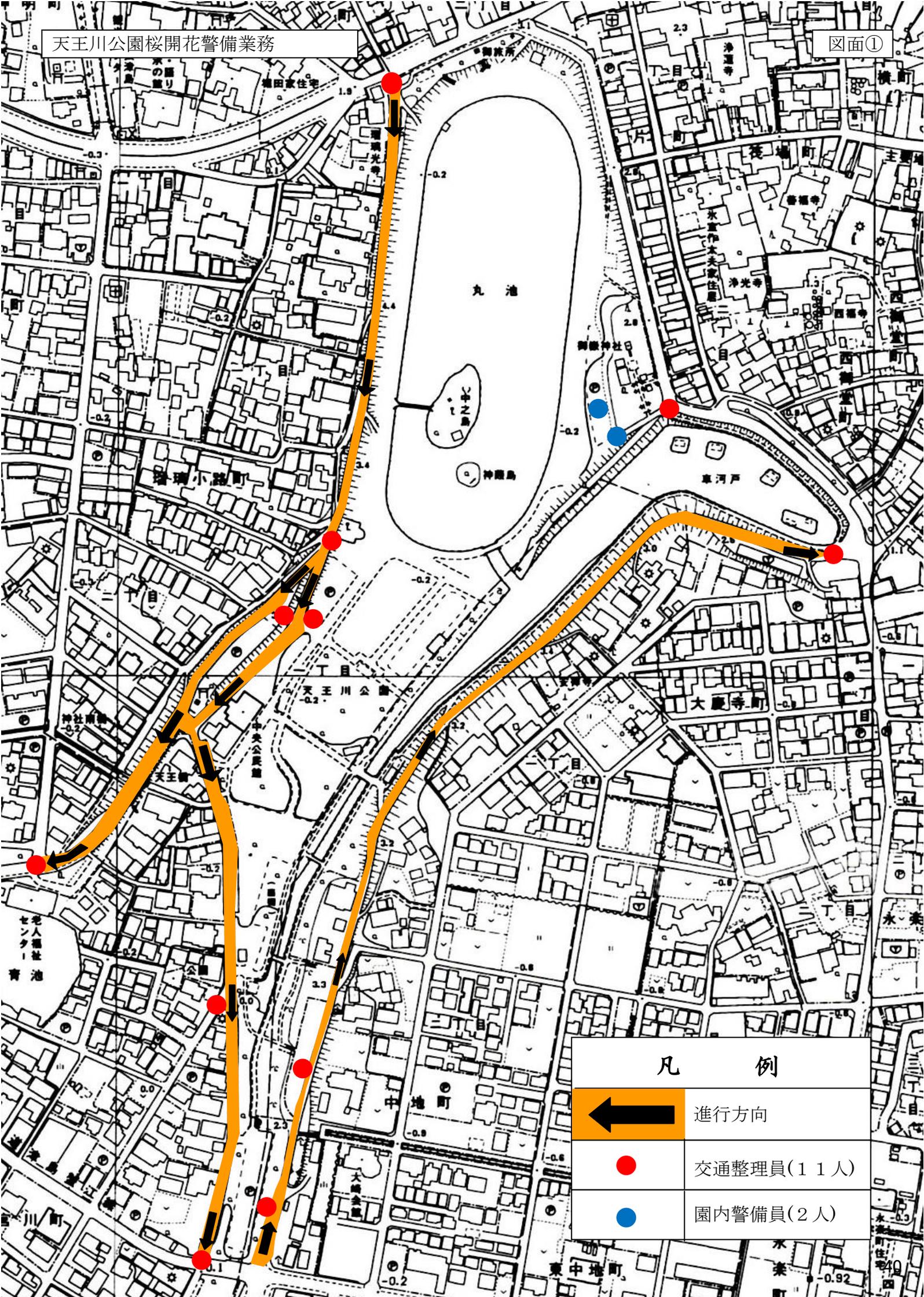
- (1) 桜開花期間の土日祝日の午前9時から午後5時まで、交通整理員を配置して交通整理を行わなければならない。また、必要に応じて、園内整備を行わなければならない。ただし、桜開花状況及び雨天等のため交通混雑等が予想されない場合は、警備を変更・中止することができる。
- (2) 交通整理員及び園内警備員の服装は、清潔に保つよう努めるものとする。また、公園利用者及び通行者等に関して言動には注意を払わなければならない。

4 その他

- (1) 別紙図面②を参考に、看板設置を行い、交通混雑の周知、交通誘導を行うものとする。
※従来は修繕費で対応(「参考資料 8-3 修繕状況」の「9 桜交通規制看板設置撤去(令和元年度)」、「33 桜交通看板修繕(平成 30 年度)」を参照)。市内業者のサワムラストジオが所有している看板を使用して対応している。文字の修正数等により年度間で金額に差異が生じている。令和2年度は、コロナの関係上設置せず、平成29年度は、他の業務で対応したため、参考資料 8-3 には記載されていない。
- (2) 別紙図面③を参考に、第3駐車場を拡張して駐車場台数を増やすものとする。
※通年で拡張した駐車場とすることも可能。
※従来は修繕費で対応(「参考資料 8-3 修繕状況」の「第3駐車場拡張修繕」、「第3駐車場復旧修繕」を参照)。市内業者の辰巳建設(株)が所有している木杭を使用して対応している。
- (3) 指定管理者は、合理的な警備、看板設置、駐車場拡張方法を市に提案・協議し、市の承認を受けて変更できる。

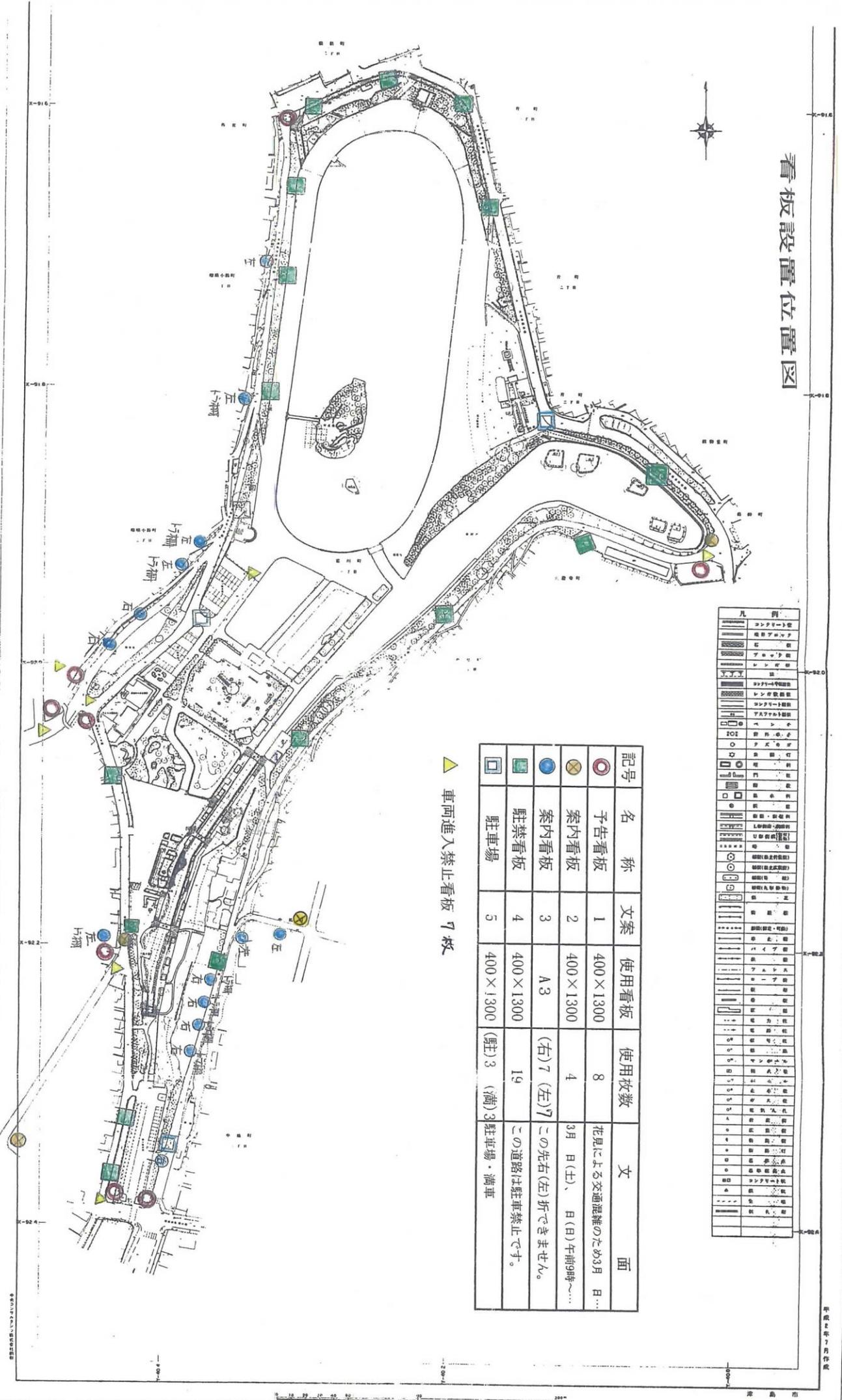
5 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。



凡 例	
	進行方向
	交通整理員(11人)
	園内警備員(2人)

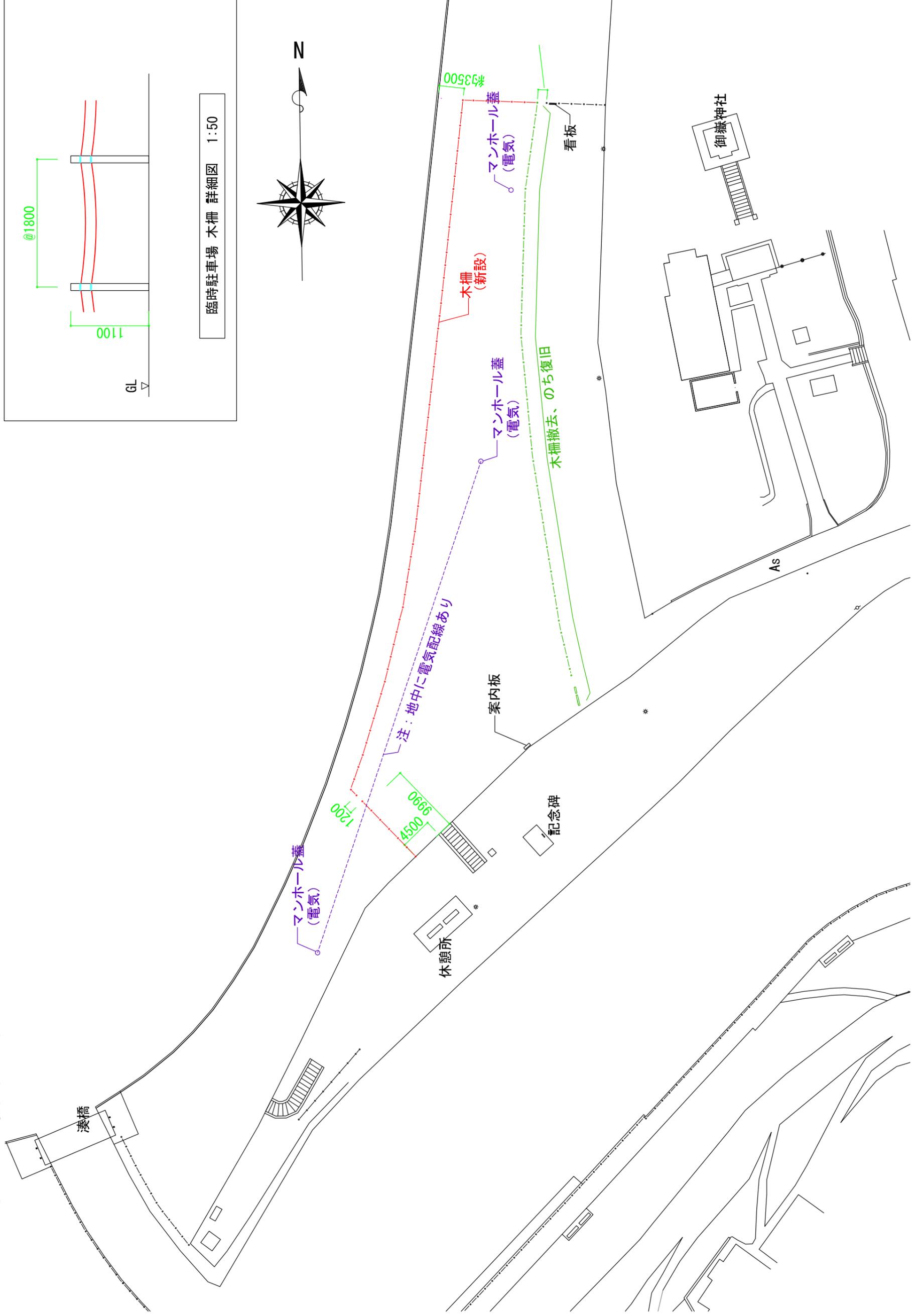
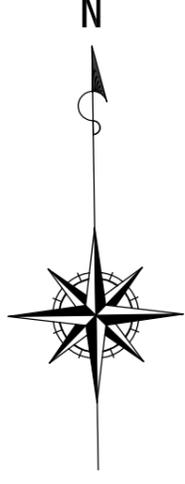
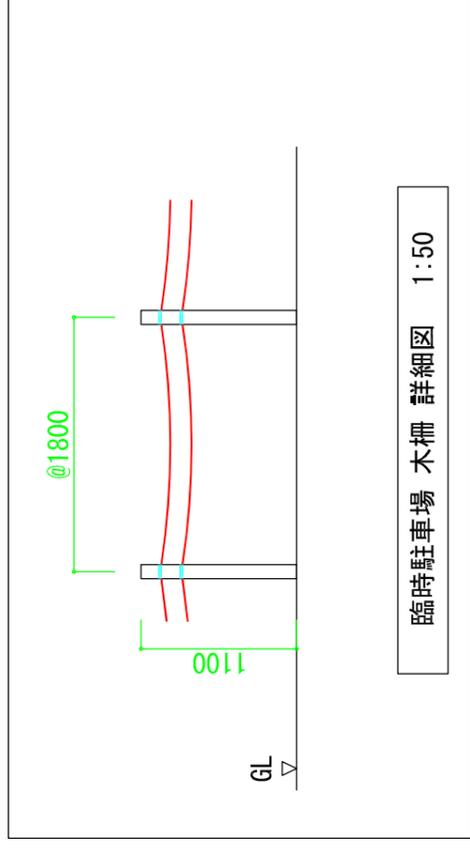
看板設置位置図



凡例	記号	説明
○	予告看板	400×1300
⊗	案内看板	400×1300
●	案内看板	A3
■	駐禁看板	400×1300
□	駐車場	400×1300
▲	車両進入禁止看板	7枚

記号	名称	文案	使用看板	使用枚数	文面
○	予告看板	1	400×1300	8	花見による交通混雑のため3月 日...
⊗	案内看板	2	400×1300	4	3月 日(土)、日(日)午前9時~...
●	案内看板	3	A3	(右)7 (左)7	この先右(左)折できません。
■	駐禁看板	4	400×1300	19	この道路は駐車禁止です。
□	駐車場	5	400×1300	(駐)3 (満)3	駐車場・満車

▲ 車両進入禁止看板 7枚



天王川公園丸池等水位調整業務仕様書

1 業務目的

藤まつり、天王祭、出初め式等を実施するに丸池等に水入れを行うものである。また、豪雨等による越水、干ばつ防止のため、適宜排水や水入れを行うものである。

2 業務箇所

別紙図面のとおり

3 業務内容

(1) 全般

- ① 水入れを行う場合は、市に事前連絡(以下「水入れ開始連絡」という。)をすること。市が関係機関と調整し、手動で水の供給を開始する。それに合わせて、バルブ 1、バルブ 2 を開放するとともに送排水ポンプを稼働させて水入れを行うこと。必ず、バルブ 1 を開放してからバルブ 2 を開放すること。
バルブの開放後、藤棚下の流入口から水が流入していることを目視にて確認すること。また、送排水ポンプ稼働後、送排水ポンプ吐出し口から水が出ていることを確認すること。
- ② 水入れを終了する場合は、市に事前連絡(以下「水入れ終了連絡」という。)をすること。市が関係機関と調整し、手動で水の供給を終了する。それに合わせてバルブ 1、バルブ 2 を閉鎖するとともに送排水ポンプを停止すること。必ずバルブ 2 を閉鎖してからバルブ 1 を閉鎖すること。
- ③ 水入れを行う時期は、藤開花前、天王祭前、1月の出初め式前の3回を基本とする。ただし、雨量が少なく丸池等が渇水する恐れがある場合は、臨時で水入れを行う必要があるため、市に連絡を入れること。藤開花前の水入れに向けて、関係機関への粗品が必要なので配慮すること。
- ④ 水位の調整は、水門の所にあるメモリを確認しながら、水門の開閉により行うこと。
- ⑤ 台風や大雨等により丸池等から水が溢れる恐れがある時は水門を開放し、水が溢れないようにすること。
- ⑥ 清掃等のため、藤棚下水路の水位を下げる必要がある時は、バルブ 3 を開放し、バルブ 4 を閉鎖するとともにろ過ポンプを稼働し、吐出し口から水が出ていることを確認すること。
- ⑦ 送排水ポンプ、ろ過ポンプの稼働中は、適宜、ポンプが正常に稼働してい

ることを確認すること。

- ⑧ バルブ、水門、ポンプの操作方法は、公表によるイタズラ防止のため、指定管理期間開始前に市から指定管理者に引継ぎを行う。

(2) 藤関係

- ① 藤開花前に水入れ開始連絡をして水入れを行うこと。水位が140cm程度になるように水門の開閉を調整すること。
- ② 藤棚東側にある滝に水が出るようにバルブ4を開放し、バルブ3を閉鎖するとともにろ過ポンプを稼動すること。この際、1号ポンプ、2号ポンプを定期的に切り替え、片方のポンプに負荷がかかりすぎないようにすること。
- ③ 藤棚下水路に花筏(はないかだ)※が出来るように、藤が散り始める前に、水入れ終了連絡をし、水入れを終了すること。
※藤の花が落花し、水一面に花びらが浮かぶこと。
- ④ 藤の開花終了後、ろ過ポンプを停止するとともにバルブ4を閉鎖して、滝の流水を止めること。
- ⑤ 藤の剪定や藤棚改修工事時等に水路の水位を下げる必要がある場合は、ろ過ポンプを稼動するとともにバルブ3を開放すること。

(3) 天王祭関係

- ① 天王祭前に水入れ開始連絡をして水入れを行うこと。
- ② 7月上旬の天王祭前の船下しの時は、水位が140cm程度、その後の準備作業時は70cm程度、祭当日は145cm程度になるように水門の開閉を調整すること。
- ③ 天王祭終了後、水入れ終了連絡をし、水入れを終了すること。

(4) 出初め式関係

- ① 出初め式前に水入れ開始連絡をして水入れを行うこと。
- ② 水位が100cm程度になったら、水入れ終了連絡をし、水入れを終了すること。

4 備考

その他必要な事項については、市と指定管理者で協議して決めるものとする。

